

千葉県放課後子どもプラン(第2期)(案) 案に対する意見の概要と市の考え方

No.	ご意見	市の考え方	修正
1	<p>今後10年の間に、子どもルームからアフタースクールに9割の学校が移行する第2期の案ですが、じっくり読ませていただきました。一見すべての子ども達が対象になり、子どもの放課後の生活が充実するように思えますが、働く親の子ども達にとっては今まで使っていた専用室や専任の指導員が保証されず、遊び場はあれど生活の場がなくなってしまいます。生活の場とは、継続性があり積み上げていく関係性の上に築いていくものです。毎日一緒に過ごす指導員がいるからこそ、子ども達の変化に気づき、安心して話ができるのです。また、今まで子どもルームで行ってきた、子ども達が自ら考え作り上げていく取り組みや行事が全くできなくなり、大人が提供するプログラムをするという大人主導のプログラム主義になっていくのではないかと思います。日本の子ども達が苦手とする、自分の考えを表明し形にしていくという機会と場所がどんどん失われていきます。一般の子ども達の立場から言えば、遊び場の提供として充実させたいのなら、なぜ他の市町村でやっているように、昼間の部分を無料にしないのでしょうか？今までの放課後子ども教室は、材料費をとってはいませんが、無料で参加できていたはずですが、今回のアフタースクール移行の背景の一つとして、放課後子ども教室がボランティアが集まらず全小学校では実施されていないことがあります。全児童の放課後の施策が必要であるのであればその改善が必要であって、子どもルームが担ってきた働く親の生活と子どもの安全を守るという役割をなくさないでほしいというのが要望です。17:00で帰る子ども達の多くが働く親の子ども達です。一般の子ども達は帰りたいときに帰りますが、その子たちは帰ってもアフタースクールにいないと帰らない子ども達たちなのです。そういった子ども達が、ゆっくりゴロゴロマンガの本が見れるようなそんな環境を保証してほしいです。</p>	<p>「千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定による「専用区画」については、昼間の部に関しては、子どもルームの高学年ルームと同様に特別教室なども用いていますが、同条例に即して、放課後児童クラブ対象外の児童を含め、児童1人当たり概ね1.65㎡の基準面積を確保しています。学校と緊密に連携して学校施設を有効に活用するとともに、必要な備品等を整備するなど、引き続き、良好な環境の整備に努めていきます。</p> <p>職員配置については、昼間の部においては放課後児童クラブの対象となる児童(保護者が就労等で昼間家庭にいない児童)と対象外の児童が同じ空間で区別なく過ごすこととなりますが、放課後児童クラブ対象外の児童も含め、同条例に則って放課後児童支援員等を配置することとしています。また、アフタースクールに勤務する職員は、原則として施設ごとに配置されており、児童や保護者との関係構築を図っているところです。</p> <p>アフタースクールにおいても、本や玩具等の選択、プログラムの選択、季節行事の企画運営等に児童の意見を取り入れる取組みを行っており、今後も、こうした取組みの充実を図っていきます。</p> <p>児童の自主的・主体的な遊びは極めて重要であると認識しており、プログラムによる多様な体験・活動の機会との両立を図っていきます。なお、プログラムは希望者が参加するものであり、居場所としての過ごし方とプログラムへの参加を選択することができます。</p> <p>従来の放課後子ども教室は、ボランティアが主体となり、概ね年数回～月数回の体験・活動を提供するものですが、アフタースクールは、希望する全ての児童に対して17:00まで毎日の居場所を提供するものであり、これを安定的に運営していくために、費用の一部を利用者にご負担いただいています。子どもルームと同様、低所得世帯に対する無料又は半額措置等により経済的負担の軽減を図っており、希望する方にはご利用いただけるものと考えています。</p> <p>子どもルームが培ってきた「安全・安心な居場所」及び「児童の健全育成の場」という役割を適切に引き継ぐことができるよう、良好な環境の整備や育成支援の質の確保・充実を図っていきます。</p>	
2	<p>初めにアフタースクール、放課後子ども教室、子どもルームの定義を先ず示していただくと読みやすくなります。</p>	<p>各事業の内容を詳しくご紹介する必要があったため、第2章の「02 放課後施策に関する現状と課題」にて解説することとしました。</p>	
3	<p>第5ボツ目の“アフタースクールを導入することができる校数を40校程度※1と見込んでおり”との記載の中の40校程度に注釈のマークが付いており、※1として、ページ下段の脚注に“千葉県立小学校の校数は、第1期プラン開始時点(平成31年4月)では、112校であったが、令和5年4月時点では107校となる”と記載があります。脚注※1は、何故40校程度の見込みとしたかの説明を記述すべきで、市立小学校の総数だけを記述するところではないような気がします。</p>	<p>この脚注は、第1期プランでアフタースクール導入可能と見込んでいた「40校程度」が、全小学校のうちどの程度の割合を占めるかをお示しする意図で付したものです。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
4	放課後は、学校での授業や学校活動終了後の自由な時間帯のことを指すと理解しています。図表8 小学生の放課後の過ごし方 の選択肢に、自宅で過ごす、塾や習い事に行く、などがありますが、これらは授業や学校活動終了後の過ごし方であって「放課後」ではないと思います。	このプランでは、学校でその日の授業が終わった後の時間において、自宅で過ごしたり、塾や習い事に行くことも、放課後の過ごし方の一環と捉えています。	
5	<アフタースクール登録率(令和4年度)>は<アフタースクール利用率(令和4年度)>と思われます。登録率とすれば、分子・分母は何かを教えてください。	ご指摘のとおりであり、「利用率」に修正します。 なお、利用率の分子・分母は下記のとおりです。 【分子】アフタースクールの総利用児童数 【分母】アフタースクールが導入されている小学校の総児童数	○
6	利用者からの評価(実態調査より)の利用者とは、児童の保護者(父母)ですか？本来は先ず、児童の調査があって、次に保護者の順とすべきではないでしょうか？もし利用者が保護者とすれば、「児童が楽しく通っているか」という設問は、「子どもが楽しく通っているか」が適切だと思います。	保護者も含めて「利用者」と表現しています。 今回の実態調査では、直接児童に対するアンケートは行わず、保護者がお子さんの様子をどのように捉えているかをご回答いただきました。 ご指摘の点は、今後の参考にさせていただきます。	
7	3ポツ目に“共働き家庭の割合が増加傾向であるものの、少子化の進行により総児童数は減少を続けていることから、全市的に見れば、需要の伸びは鈍化していくものと見込まれます”と記載されています。このコメントは、表<公設民営ルームの利用児童数、待機児童数及び施設数の推移(各年度4月1日時点)>の待機児童数から判断しているものと思われますが、この待機児童数にはアフタースクール、放課後子ども教室および民設民営の子どもルームとの関係が明確ではないため、“需要の伸びの鈍化”と結論付けるのは無謀だと思います。	少子化の進行により年少人口が減少していく見通しを踏まえると、近年の需要の急増と比べれば、その伸びは鈍化していくものと考えています。	
8	基本理念の01、02には、“希望するすべての児童に”という文言が使われています。アフタースクール及び子どもルームを利用するには利用料の支払が発生します。P.10のアフタースクール利用料などを見ると、注意書きで、“所得が一定水準を下回る世帯は・・・”と記載されていますが、一定水準の数値を示していただけると、“希望するすべての児童”が妥当な表現がどうか判断できると思います。	アフタースクール・子どもルームのいずれについても、利用料の負担軽減の対象(令和5年度)は以下のとおりです。 【無料】 市区町村民税非課税世帯及び生活保護受給世帯 【半額】 市区町村民税所得割課税額(世帯合算額)が、千葉市を含む政令指定都市の課税世帯にあっては概ね63,300円未満、他の市区町村の課税世帯にあっては47,500円未満の世帯 ※均等割のみ課税世帯含む	
9	第1ポツ目に“アフタースクールは以下の特性を生かして基本理念の実現に寄与するものです。①保護者の就労状況等にかかわらず、希望するすべての児童を受け入れ・・・”と記載されています。“保護者の就労等に関わらず”とP.10の“所得が一定水準を下回る世帯”との差異の説明をしてください。	子どもルームを利用することができるのは「保護者が就労等により昼間家庭にいない児童」に限られますが、アフタースクールについては、そのような制限を設けておらず、「希望するすべての児童」を対象としています。 所得が一定水準を下回る世帯の定義は、上記8のとおりです。	

No.	ご意見	市の考え方	修正
10	<p>アフタースクール、放課後子ども教室および子どもルームとも第2章で現状と課題が示され、その課題に対して第5章で施策が提示されなければならないと理解しております。課題と施策の関係が明確でないと非常に分かりにくい計画書になってしまいます。例えば、P.14の課題に対して、P.26で施策の方向性を述べ、最終的に導入計画を提唱する構成が適切だと思います。また課題にはありませんが、P.10のアフタースクールの利用時間・対象児童・利用料の変更有無は？</p>	<p>第2章で各事業の現状と課題をお示しし、第5章において、第3章の基本理念と第4章の施策の方向性を踏まえた具体的な施展開をお示しする構成としています。 アフタースクールの利用時間・対象児童・利用料については、現時点で変更することは考えていませんが、プランの中間見直しや次期プラン策定に当たり必要が生じた場合には、検討することとなります。</p>	
11	<p>アフタースクール導入計画が着実に進んだ場合、令和12年度の導入学校数と千葉市全小学校数に対する割合を示していただきたい。また残りの学校の予定年度も併せて記述していただきたい。</p>	<p>プラン案にも記載のとおり、令和12年度で98校への導入を想定しています。また、令和5年4月時点の小学校校数は107校となります。 プラン案のP.39以降に、令和12年度までの各年度における導入予定校を掲載しています。 なお、令和14年度時点で導入が困難な9校については、現時点で導入可能となる時期をお示しすることはできませんが、プランの中間見直しや次期プラン策定の際に改めて検討します。</p>	
12	<p>今回のプランで「アフタースクール導入の条件を見直した上で」ほぼ全校にアフタースクールを導入できる見通しが立ったとのことですが、当初の条件と、今回の条件について具体的に説明してください。</p>	<p>「アフタースクール導入・運営マニュアル」を市HでP公開しましたので、導入の条件はそちらをご参照ください。 《URL》 第1期プランでは、専用室及び余裕教室のみにより必要面積を確保することを前提として移行可否を判定してきましたが、特別教室のほか、ランチルーム、会議室等も活用することとしました。 また、少子化による児童数の減少により、現時点で導入が不可能であっても将来的に可能になる学校があることも加味しました。 さらに、移行対象から除外されていた公設民営ルームや校外ルームについても、物理的に可能な場合は「導入可」と判定することとしました。</p>	
13	<p>登降所の確認を昼間の部の児童のうち、2年生以上は希望制となっていますが、実際に昼間の部で確認をとっていない2年生以上の児童がいますか。子どもルームよりも安心安全面での評価が若干低い印象がありますから、実態に合わせ、全員把握にした方がよいのではないのでしょうか。どのようにかんがえますか。また、支援単位ごとの居場所づくりも昨年の委託業者から始まったと教育委員会の方に聞きました。市健全育成課から、子どもルームのように落ち着いて過ごせる環境を整えることが引き継がれているのでしょうか。</p>	<p>アフタースクールにおいては、2年生以上の利用児童については、保護者が希望する場合のみ、利用予定、降所時間及び送迎の有無を事前に把握し、保護者と共有するとともに、利用が予定されている児童が登所しないときは、速やかに保護者に連絡し、当該児童の所在を確認することとしています。 この運用で大きな支障は生じていないことから、現時点では変更することは考えていません。なお、登降所の時刻の確認は、全ての利用児童について行っています。 支援の単位に関する基本的な考え方は、従来と変わっていません。教育委員会(生涯学習振興課)と子ども未来局(健全育成課)との連携を図っており、子どもルームの理念や考え方も共有しています。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
14	<p>「希望するすべての児童に安全安心な場所を提供する」とありますが、</p> <p>①現状の子どもルームの方が、保護者アンケートでは安全安心と評価されています。特に国が掲げる「新・放課後子ども総合プラン」にある小1の壁についても、低学年ほど安全面の評価が高いのは子どもルームです。(千葉県放課後児童アンケート,令和4年10月)子どもルームを利用している児童は、第2の家庭としてルームに通っており、自由に自宅に帰る選択はない中、アフタースクールでは、休みたいときに休める児童と一緒に過ごすことになりませんが、第2の家庭に定着するのが困難になるとは考えられないでしょうか。</p> <p>②放課後子ども教室はすべての児童が対象でしたがアフタースクールは利用料を支払った児童のみが受けることのできる限定的な居場所となっています。この時点で希望するすべての児童とは言えないのではないのでしょうか。その現状を鑑みると、アフタースクールに移行する意義はどこにあるのでしょうか。なぜアフタースクールの推進をここまで急ぐのでしょうか。</p>	<p>①アフタースクールも生活の場としての役割を果たすものであり、児童が必要な休息を取ることができる環境の整備に努めています。</p> <p>②従来の放課後子ども教室は、ボランティアが主体となり、概ね年数回～月数回の体験・活動を提供するものですが、アフタースクールは、希望する全ての児童に対して17:00まで毎日の居場所を提供するものであり、これを安定的に運営していくために、費用の一部を利用者にご負担いただいています。子どもルームと同様、低所得世帯に対する無料又は半額措置等により経済的負担の軽減を図っており、希望する方にはご利用いただけるものと考えています。</p> <p>子どもルームは、共働き家庭等の児童に対し、安全・安心な居場所を提供するとともに、クラスや学年を超えた交友関係を築いたり、学校教育以外の様々な事柄への興味関心を広げたり、自主性や社会性を身につけたりする場としても、重要な役割を果たしています。</p> <p>アフタースクールは、学校施設を有効かつ積極的に活用しながら、保護者の就労状況等を問わず、希望する全ての児童がこうした機会を享受することができる環境の整備を目指すものです。</p> <p>また、地域の方々の参画も得ながら多様な体験・活動の機会を提供することにより、さまざまな大人とかかわりを持ちながら、子どもたちがより豊かな放課後の時間を過ごすことができるものと考えています。</p> <p>基本理念の早期実現という観点や、導入済の学校とそれ以外の学校との公平性という観点からは、可能な限り迅速な全校導入が望ましいところですが、各施設における育成支援や施設運営の質の確保、優良な事業者の確保、子どもルーム及び放課後子ども教室からの円滑な引継ぎ等の観点から、年10校ずつ導入することとしました。</p>	
15	<p>アフタースクールは民間事業者へ委託するとありますが、市社会福祉協議会にアフタースクールを委託することを考えていますか。</p> <p>現状では一社しか公募に集まらない学校もあります。3年で業者が変わってしまう不安定なアフタースクールではなく、社協が安定的に運営するアフタースクールの方が、利用者が安心し、仕様書にある長期的で安定した雇用の元で保育ができます。また、予算からも社協の委託であれば、余った予算が市に戻りますが、民間事業者では、利用者が減るほど委託金額中の利益が多くなり、もちろん余ったものは返金ではなく会社の利益となります。本来であれば厳しく管理されるべき委託内容ですが、実際には利用児童の減少や最低基準での職員配置を教育委員会の説明では当たり前のようにお話しされていることから、市の税金が市外へ垂れ流されている印象を受けます。委託金の執行状況など、どのように監査されているのか、現状を教えてください。もし、今はしっかり現地で見れていないが今後は現地にてチェックしていくのであれば、その要員も確保されているのでしょうか。</p>	<p>現時点では民間事業者の参入が十分に見込まれるため、アフタースクール運営を市社会福祉協議会に委託することは考えていません。</p> <p>子どもルームと同様、事業計画書や実績報告書等により運営状況を確認するほか、市職員が各アフタースクールを訪れて実施するモニタリング調査等を実施しています。引き続き、これらの取組みを適切に実施することができる組織体制の確保に努めます。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
16	利用料は、享受するサービスに対する対価だと考えると、アフタースクールと子どもルームで生じる差は何でしょうか。 17時までの利用で、差額が5000円あります。19時までの利用で、差額が1000円あります。 もし、17時までの利用であれば、子どもルームも同様に利用料を3500円以下にすべきではないでしょうか。放課後子ども教室が含まれない分はさらに割引となるはずです。	アフタースクール及び子どもルームの利用料は、それぞれの事業の実施に要する経費、公費と利用者負担のバランス、利用児童数、利用時間等を勘案して設定しています。 現時点では、子どもルームに17:00までの利用区分を設けることは考えていません。	
17	アフタースクールに係る費用の半分は保護者負担となります。利用料の低さは委託料の低さに結びついているのでしょうか？	アフタースクール及び子どもルームの利用料は、それぞれの事業の実施に要する経費、公費と利用者負担のバランス、利用児童数、利用時間等を勘案して設定しています。	
18	アフタースクールでの保育についての基本理念を教えてください。	アフタースクールも子どもルームと同様に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。 国の関係法令や条例の遵守はもとより、国の「放課後児童クラブ運営指針」等に則った育成支援を目指す必要があると考えています。	
19	アフタースクールは放課後児童クラブの機能が含まれていますが、アフタースクールの専任職員、専用室についてどのように考えていますか。 専任職員…例えば、1支援単位に常勤職員が専任で2名の確保はできていますか。支援員の資格を持った職員は1支援単位で何人いますか。専用室…生活の場に足りうる専用室が利用人数分確保できていますか。 「支援の単位」とは、子どもと指導員の独立した集団で、国は「子どもが相互に関係性を構築したり一つの集団としてまとまりを持って生活したり放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を気づいたりできる規模」としておおむね40人以下を定めています。これは「子どもの視点」から必要とされています。 施設についての記載が、量的な面(面積)しか記載されていません。質的なことはどのようにお考えですか。記載を加えてください。	職員配置については、条例の規定に即して、放課後児童クラブ対象外の児童を含め、概ね児童40人以下で構成する支援の単位ごとに職員2名以上を配置し、うち1名以上を放課後児童支援員とすることとしています。なお、アフタースクールに勤務する職員は、原則として施設ごとに配置されています。 「千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定による「専用区画」については、昼間の部に関しては、高学年ルームと同様に特別教室なども用いていますが、同条例に即して、放課後児童クラブ対象外の児童を含め、児童1人当たり概ね1.65㎡の基準面積を確保しています。学校と緊密に連携して学校施設を有効に活用するとともに、必要な備品等を整備するなど、引き続き、良好な環境の整備に努めていきます。 アフタースクール・子どもルームのいずれにおいても、施設の規模に応じて、40人を超える児童が同じ空間で共に過ごす場合がありますが、利用児童1人当たり概ね1.65㎡以上の専用区画を確保するとともに、利用児童概ね40人に対して2人以上の職員(うち1人以上は放課後児童支援員)を配置しています。	
20	希望するすべての児童と謳っていますが、放課後子ども教室に通っていた児童にとっては「体験」が有料化になり、通うのをやめている実態はありませんか。希望するすべての児童とするため、無料の体験を提供できないものでしょうか。 放課後子ども教室の6年生の利用率が6.6%、アフタースクールの6年生の利用率が5.2%と減っています。 また、子どもルームと放課後子ども教室を合わせた6年生の利用率は8.8%です。明らかにアフタースクールよりも高い状況です。(2022.9市アンケート)	子どもルームと同様、低所得世帯に対する無料又は半額措置等により経済的負担の軽減を図っており、希望する方にはご利用いただけるものと考えています。 また、令和3年度における放課後子ども教室の登録率は全校平均で8.2%、活動頻度は年間7.9日に止まっており、アフタースクールを導入することで、より多くの児童に体験・活動の機会を提供することができると考えています。	

No.	ご意見	市の考え方	修正
21	<p>児童の居場所として、保育が必要な児童に対しての内容が、生涯学習振興課に適切に引き継がれていますか。高学年ルームの扱いについて、必要な設備について、引き継がれていますか。現状で施設に改善が必要なことが伝わっていますか。</p>	<p>これまでは、アフタースクール受託事業者の本部職員が各子どもルームを訪れ、個々の児童の様子を含めた情報の共有を行なうとともに、子どもルーム側で作成した書面により、利用児童、保育内容、学校との連携、保護者との連絡等の状況を引き継いできました。</p> <p>令和5年4月導入分以降については、より円滑な移行を図るため、市社会福祉協議会及びアフタースクール受託事業者の意見も踏まえて、引継ぎ事項をより具体的にリスト化し、双方で確認し合う仕組みとするとともに、アフタースクールの責任者となる予定のスタッフ等が子どもルームの現場に入り、育成支援の内容や児童の様子を実際に確認する取組みも実施することとしています。</p> <p>子どもルームの意見もうかがいながら、より適切な引継ぎの方法を検討していきます。</p> <p>高学年ルームの施設・設備の状況は、生涯学習振興課が現地確認するとともに、必要に応じて、健全育成課に確認しています。</p>	
22	<p>保護者への説明においてもアフタースクールに移行すると決まった時点で設備が十分でないことをしっかり説明されていますか。</p>	<p>「千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定による「専用区画」については、昼間の部に関しては、高学年ルームと同様に特別教室なども用いていますが、同条例に即して、放課後児童クラブ対象外の児童を含め、児童1人当たり概ね1.65㎡の基準面積を確保しています。学校と緊密に連携して学校施設を有効に活用するとともに、必要な備品等を整備するなど、引き続き、良好な環境の整備に努めていきます。</p>	
23	<p>子どもたちの意見や考え、活動を尊重した生活の構築が行われていますか？職員(大人)が決めた一方的な生活の場の押し付けになっていませんか？</p> <p>草野小学校アフタースクールでは、市社会福祉協議会の指導員全員がアフタースクールに移りました。そこでは、子どもルームの時と同じように、子どもたちが考えて、子供たちの手で夏まつりが行われたそうです。他の小学校も、そういったアフタースクールでしょうか。事業者の努力に頼っているのではなく、子どもたちが主体となる取組みがなされていますか。</p>	<p>仕様書において、児童のニーズを把握し可能な限り運営に反映するよう求めており、現状では、本や玩具等の選択、プログラムの選択、季節行事の企画運営等に児童の意見を取り入れるなど、各施設の判断による取組みが行われています。</p> <p>子どもたちの意見や考えを生活や活動に反映することは重要であると考えており、現に行われている好事例も参考としながら、取組みの充実を図っていきます。</p>	
24	<p>現状で、子どもたちの意見を汲み上げる機会がありますか。</p> <p>国の資料では「子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る」とされていますが、そのようなアフタースクールにするためにどのような改善が必要で、千葉市は受託者へ働きかけをしていますか。</p>	<p>仕様書において、児童のニーズを把握し可能な限り運営に反映するよう求めており、現状では、本や玩具等の選択、プログラムの選択、季節行事の企画運営等に児童の意見を取り入れるなど、各施設の判断による取組みが行われています。</p> <p>子どもたちの意見や考えを生活や活動に反映することは重要であると考えており、現に行われている好事例も参考としながら、取組みの充実を図っていきます。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
25	<p>おやつは生活リズムを考慮しない時間設定であり、子どもの最善の利益を考慮していないのではないのでしょうか。</p> <p>仕様書によると、おやつは提供が午後5時だと「帰宅後の夕食への影響を考慮し」…と想定しているにもかかわらず、おやつを午後5時にしている理由は何ですか？そもそもおやつを時間を定める必要はないのではないのでしょうか。</p> <p>昼間の部の児童に配慮というなら、おやつが「必要な時間帯」に「必要な内容のおやつ」を全児童を対象に提供したらよいのではないのでしょうか？</p> <p>児童が本事業を利用しない日…は現物を持ち帰らせるというのは、後日、おやつを渡すということでしょうか？不利益が生じないようにするのは大変難しいです。</p>	<p>「昼間の部ならばおやつは不要」というご家庭も多く、現状では、昼間の部での提供は難しいと考えています。</p> <p>子どもルームと同様、おやつ代は1か月分を実費をいただいているため、利用しない日は、原則としてお持ち帰りいただくこととしています。</p>	
26	<p>利用児童について、アフタースクールになると、今まで5時以降に残っていた児童が、利用料を理由に5時前に帰ってしまっていると見込まれます(利用者の1/4、2022.9市アンケート)。実態を調査していますか。留守番時間が長くなり安全面で問題があると思います。</p>	<p>児童の留守番の可否は、各家庭において適切にご判断いただいているものと考えています。</p> <p>なお、アフタースクールを19:00まで利用した場合でも、利用料は子どもルームの18:00までと同額の8,500円となっています。</p>	
27	<p>職員配置についてはアフタースクールの受託者へどのように伝えていきますか。子どもルームを同様に考えるのなら、交代要員を含め、指導員＝常勤の支援員を配置することになるということで間違いありませんか。</p> <p>①こども未来局長(大野和広さん) 子どもルームの指導員の配置につきましては、事業者との運營業務委託契約仕様書におきまして、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき必要な人数の指導員を配置することに加え、交代要員など十分な体制を整えることとしております。円滑な運営を図るため、引き続き、事業者に対し十分な指導員を配置するよう求めてまいります。(令和4年第2回定例会6月22日議事録より引用：検見川地区の子どもルームの職員配置他の質問を受けて)</p> <p>②市条例 10条2項 放課後児童支援員及び補助員は支援の単位ごとに専ら当該支援の提供にあたるものでなければならない」</p> <p>受託者がその配置を守らない場合はどのような指導がなされますか。</p>	<p>放課後児童クラブの対象とならない児童も含め、「千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に即した職員の配置を求めており、常時基準を満たすためには、夜間や週休等のための交代要員も含めて配置するよう求めています。なお、仕様書において、これらの職員の常勤・非常勤の別は問うていませんが、いずれのアフタースクールにも常勤の職員が配置されています。</p> <p>万一、配置基準が遵守されていない場合は、例えば他の施設から応援を派遣させるなどにより可及的速やかに配置基準を満たすとともに、早急に必要な職員を配置するよう指導することとなります。</p>	
28	<p>今回は児童も対象にアンケートの対象として頂けないでしょうか。</p>	<p>子どもたちの意見や考えを生活や活動に反映することは重要であると考えており、子どもたち自身の意見やニーズを的確に把握する方法を検討していきます。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正																								
29	<p>プランの25ページに「子どもルームが培ってきた…役割と…丁寧な説明や引継ぎに努めますとあります」が、実績を教えてください。</p> <p>引継ぎは適切に行われていますか。</p> <p>受託業者任せになっていませんか。プロポで受託業者が示したことが現場で実際にできているのか確認されましたか。</p> <p>保育所の民間移管と同様に共同保育を引き継ぎで行えますか。</p> <p>来年度からアフタースクールになる小学校の1、2、3年生は保育所においても、民間への移管が行われた児童で、保護者から、「保育所の時と同様に、また、先生が一気が変わってしまう。子どもが慣れるか心配だ。」との声が上がっています。</p>	<p>これまでは、アフタースクール受託事業者の本部職員が各子どもルームを訪れ、個々の児童の様子を含めた情報の共有を行なうとともに、子どもルーム側で作成した書面により、利用児童、保育内容、学校との連携、保護者との連絡等の状況を引き継いできました。</p> <p>令和5年4月導入分以降については、より円滑な移行を図るため、市社会福祉協議会及びアフタースクール受託事業者の意見も踏まえて、引継ぎ事項をより具体的にリスト化し、双方で確認し合う仕組みとしました。</p> <p>公立保育所の民間移管の場合と同様の共同保育を行うことは考えていませんが、アフタースクールの責任者となる予定のスタッフ等が子どもルームの現場に入り、育成支援の内容や児童の様子を実際に確認する取組みも実施することとしています。</p> <p>子どもルームの意見もうかがいながら、より適切な引継ぎの方法を検討していきます。</p>																									
30	<p>「利用率の高さや実態調査における評価からアフタースクールにおいて提供しているサービスは、児童と保護者のニーズに合致していると考えられます」と言える根拠は何でしょうか。</p> <p>利用者の満足度が高いから、ニーズに合致していると解釈するのは強引なのではないでしょうか。アフタースクールに移行して、利用者が激減したアフタースクールについても、令和2年の委託から3年たち、再び同じ民間事業者への委託が決定しました。公平な審査の結果だとしても、その小学校のプロポーザルに手を挙げたのはその一社だけでした。</p> <p>アフタースクールの満足度についても、アンケートを行っていますが、子どもルームと異なり、3分の1の児童は、保育が必要だから利用しているのではなく、楽しいから利用している児童です。満足度が高くなるのも、子どもルームとは分母の特性が異なるためです。そもそも子どもルームと比較することが適切ではありません。一方で、放課後子ども教室とは比較していません。</p> <p>p.2に計画の推進にPDCAサイクルに基づきと書かれています。PDCAをアフタースクールを開始した令和2年から、これまで実施していますか。アフタースクール立ち上げの4月1日には市の職員が来たけれども、その後は事業者からの報告を受けているだけで、現地において確認をしていないアフタースクールがあります。</p>	<p>R4.4時点のアフタースクールと子どもルームの利用率は以下のとおりであり、アフタースクールの方がより多くの児童が利用しています。また、利用者からの評価も概ね良好です。これらのことから、児童と保護者のニーズに合致していると考えています。</p> <table border="1" data-bbox="972 659 1977 735"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年生</th> <th>2年生</th> <th>3年生</th> <th>4年生</th> <th>5年生</th> <th>6年生</th> <th>全学年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アフタースクール</td> <td>58.0%</td> <td>55.9%</td> <td>45.2%</td> <td>28.7%</td> <td>16.1%</td> <td>5.2%</td> <td>33.8%</td> </tr> <tr> <td>子どもルーム</td> <td>46.7%</td> <td>41.1%</td> <td>31.7%</td> <td>18.4%</td> <td>8.2%</td> <td>2.3%</td> <td>24.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>実態調査においては、アフタースクールも子どもルームも、概ね良好な評価を得ていることを確認することができました。両者を比較することにより、双方の強みや、今後補っていくべき点が見えてくると考えています。</p> <p>放課後子ども教室は事業の形態が大きく異なるため、アフタースクールと子どもルームのような比較を行うことは困難です。</p> <p>プラン(案)の「第5章:施策の展開」については、毎年度、取組内容や目標に照らして達成状況の点検・評価を行います。アフタースクールの現地確認は適宜実施しており、今年度から、モニタリング調査を開始したところであります。</p>		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	全学年	アフタースクール	58.0%	55.9%	45.2%	28.7%	16.1%	5.2%	33.8%	子どもルーム	46.7%	41.1%	31.7%	18.4%	8.2%	2.3%	24.4%	
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	全学年																				
アフタースクール	58.0%	55.9%	45.2%	28.7%	16.1%	5.2%	33.8%																				
子どもルーム	46.7%	41.1%	31.7%	18.4%	8.2%	2.3%	24.4%																				
31	<p>社協ではない民間事業者へ委託している子どもルームでは、委託期間が終了した時にアフタースクールにすると話していました。民間への委託期間が3年と考えると、計算の合わない学校(北貝塚小、暮張東小他)があります。委託更新後、2年でアフタースクールになる学校もあるということでしょうか。</p>	<p>例えば北貝塚小については、現在の契約期間が令和4年度から令和6年度までになります。</p> <p>令和7年度からは4年契約(～令和10年度)とし、令和11年度にアフタースクールを導入することを想定しています。</p>																									

No.	ご意見	市の考え方	修正
32	<p>千葉県児童の放課後の過ごし方に関するアンケート調査(2018.7)では、保護者に子どもルームと放課後子ども教室の課題について聞いています。そこでは、「活動する部屋が狭いなど施設環境が十分整っているとは思えない21.5%」という意見が一番多くありました。</p> <p>アフタースクールになって、預かる児童数が多くなったにもかかわらず、専用施設が足りず、低学年が図書室や多目的室を一時利用し、落ち着かない状況があります。子ども未来局健全育成課では高学年ルームの環境改善が挙げられていますが、教育委員会のアフタースクールでは一切記載がありません。それはなぜですか。千葉県独自の取り組みとして、全児童の居場所を作るのではないのですか。「千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年千葉県条例第56号)」に則ってと記載がありますが、本気ですか。職員配置についても、業務仕様書には最低基準を満たすこととされているのですが、条例を確認されていますか。専任職員が支援単位ごとに配置されていない現状を未だご存じないのでしょうか(放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供にあたる者でなければならない。条例抜粋)。</p>	<p>「千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定による「専用区画」については、昼間の部に関しては、高学年ルームと同様に特別教室なども用いられていますが、同条例に即して、放課後児童クラブ対象外の児童を含め、児童1人当たり概ね1.65㎡の基準面積を確保しています。学校と緊密に連携して学校施設を有効に活用するとともに、必要な備品等を整備するなど、引き続き、良好な環境の整備に努めていきます。</p> <p>職員配置については、昼間の部においては放課後児童クラブの対象となる児童(保護者が就労等で昼間家庭にいない児童)と対象外の児童が同じ空間で区別なく過ごすこととなりますが、放課後児童クラブ対象外の児童も含め、同条例に則って放課後児童支援員等を配置することとしています。</p>	
33	<p>アフタースクール拡充検討委員会の議論の内容はどこに公開されていますか。資料はどこに公開されていますか。マニュアルを作成するにあたって、保護者や運営事業者の立場からの意見がはいっていません。管理者からの視点のみで、利用者の意見が入っていない片手落ちのマニュアルですが、それでいいのですか。今後も改善していくということですので、ぜひ受託事業者、利用者の声が反映されるようお願いいたします。</p> <p>子どもルームは子ども未来局健全育成課が環境改善に取り組んでいます。アフタースクールではそのような計画が全くないので、心配です。</p>	<p>アフタースクール拡充検討委員会は市役所内部の検討組織であり、資料や議事録は公開していませんが、その成果物である「アフタースクール導入・運営マニュアル」は、意見を踏まえて市HPで公開しました。</p> <p>《URL》</p> <p>同マニュアルは、アフタースクールの円滑な導入及び運営を実現するために、導入の条件、学校施設の使用方法、学校・事業所管課・受託事業者間の役割分担等に関する一般的なルールを定めたものであり、市内部における検討を以って足りると認識しています。</p> <p>ヒアリング等で把握した受託事業者の意見、アンケート等で把握した利用者の意見や評価等も参考として課題を抽出し、マニュアルの改善を図っていきます。</p> <p>アフタースクールにおいても、学校と緊密に連携して学校施設を有効に活用するとともに、必要な備品等を整備するなど、引き続き良好な環境の整備に努めていきます。</p>	
34	<p>アフタースクールの円滑な導入について、学校施設の利用に対して対策をとられていますが、子どもルームや放課後子ども教室からの引継ぎについてp25で丁寧な説明引継ぎに努めるとありますが、具体的な記載がありません。引継ぎをアフタースクールの受託事業者の努力もしくは提案内容に頼るのではなく、準備段階の人員費を入れた委託費用の設定をお願いします。また、保育所の民間移管の時と同様に子どもルーム職員との共同保育ができないでしょうか。例えば、子どもルーム委託団体からの1年の出向という形での職員配置はできないでしょうか。社協で働きたいが、勤務している小学校の児童が全て知らない職員になることが不安と話していることから、いったん退職して、その小学校のアフタースクールで働くことを選ぶ職員もいます。あまりにも、職員頼みであり、仕組みとして整えていただけないでしょうか。</p>	<p>これまでは、アフタースクール受託事業者の本部職員が各子どもルームを訪れ、個々の児童の様子を含めた情報の共有を行なうとともに、子どもルーム側で作成した書面により、利用児童、保育内容、学校との連携、保護者との連絡等の状況を引き継いできました。</p> <p>令和5年4月導入分以降については、より円滑な移行を図るため、市社会福祉協議会及びアフタースクール受託事業者の意見も踏まえて、引継ぎ事項をより具体的にリスト化し、双方で確認し合う仕組みとしました。</p> <p>また、公立保育所の民間移管の場合と同様の共同保育を行うことは考えていませんが、アフタースクールの責任者となる予定のスタッフ等が子どもルームの現場に入り、育成支援の内容や児童の様子を実際に確認する取り組みも実施することとしています。</p> <p>子どもルームの意見もうかがいながら、より適切な引継ぎの方法を検討していきます。</p> <p>市社会福祉協議会からの出向については、市社会福祉協議会と受託事業者との調整・合意形成が難しいと考えられ、現時点では想定していません。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
35	<p>アフタースクールにおける障害のある児童への対応で、民間事業者への委託において、加配分が見込みで発注されていますが、加配等の対応は十分にされていますか。児童放課後支援員等を加配するとありますが、実際に児童放課後支援員が加配されていますか。</p> <p>また、障害のある児童もアフタースクールにおいて体験プログラムに参加できていますか。</p> <p>また、アフタースクールについては、学校の保護者面談にも参加するように記載がありますが、受託業者へ伝わっているのでしょうか。</p> <p>また、健全育成課管轄の子どもルームでは保護者面談への参加に言及されていない理由は何でしょうか。</p>	<p>加配に係る人件費は委託料に含まれており、加配の判断は受託事業者に委ねていますが、必要と判断された場合は加配が行われているものと認識しています。</p> <p>障害のある児童も、希望があれば体験プログラムに参加することができることを前提としています。</p> <p>学校が行う保護者面談への同席は、仕様書の中でも規定しています。</p> <p>子どもルームについても、「学校が実施する保護者面談に受託事業者が同席して必要な情報を共有するほか、」を追記します。</p>	○
36	<p>千葉県は、2020年(令和2年)にアフタースクール事業を正式に実施し始めました。本事業を進めるにあたり、実態においても良好な状況を把握されていると思いますが、プランp28の「市職員が施設を訪問し、…確認評価している」の実績を教えてください。おおむねプロボの通り、計画通りに実施できているのでしょうか。</p> <p>保育事業においては、株式会社などの委託事業者が、人件費圧縮による利益率の上昇を図ったり、委託費の流用や職員確保について虚偽の報告をするなどの例が多発しています。こうした事業者の違法行為や会計処理、不適切な運営について、職員の巡回による確認・評価(p28)では適切にモニタリングすることは困難です。運営費における人件費比率のチェック、保護者や子ども等からの直接的なフィードバックを受けられるような仕組みを作るべきと考えますがいかがでしょうか。</p>	<p>アフタースクールにおけるモニタリング調査は、今年度から試行的に開始し、7か所で実施した結果、いずれも概ね適正に運営されていると評価しています。</p> <p>適切な運営を担保することができるよう、引き続き、モニタリング調査その他の現地調査、実績報告書の確認等を実施していきます。</p> <p>また、現在実施しているアフタースクール利用者アンケートは、直接的なフィードバックを受けられることができる貴重な機会であり、引き続き、全てのアフタースクールで実施していきたいと考えています。</p>	
37	<p>「学校ごとの施設利用のルール等に関する合意書を作成するなど、運営の円滑化を図るとともに教職員の負担を最小限に止めるよう配慮します。」とありますが、教職員の負担を考えるなら教室などを放課後子ども教室よりも多く使うアフタースクールのほうが負担が大きくなるのではないのでしょうか。放課後子ども教室の機能を拡充しなければいけない理由や今までの週に一回などの頻度の放課後子ども教室に戻すことはできないのでしょうか。</p>	<p>放課後子ども教室の担い手不足は根本的な解決が困難な状況にあり、また、2年間にわたるコロナ禍の影響も大きく、実質的に活動が困難になった実行委員会もある中、児童に安定的・継続的に体験・活動の機会を提供していく必要があります。</p> <p>また、担い手不足により実行委員会が円滑に機能していない学校においては、実質的に、教頭などの教職員がその役割を担わざるを得ない状況も生じており、大きな負担となっています。</p> <p>「アフタースクール導入・運営マニュアル」に基づき、学校ごとの施設利用のルール等に関する合意書を作成するなどの工夫により、学校との連携を強めつつ、教職員の負担軽減を図ることができると考えています。</p>	
38	<p>保護者との連絡・情報共有の充実について、実際に職員がお迎え等に来た保護者一人一人と話すことができる機会は何れくらいあるのでしょうか。</p>	<p>施設によって内容は異なりますが、保護者がお迎えにいらした際には、コミュニケーションを取った上で児童を引き渡しています。</p> <p>仕様書においては、「保護者のお迎えがある場合は、児童を確実に引き渡すとともに、その日の児童の様子や活動内容を伝えるなど、保護者との情報共有及びコミュニケーションの向上を図ること」と規定しています。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
39	<p>有料の継続プログラムについて</p> <p>①公共の場(学校の施設)を用いて行うことは適切でしょうか。そもそも、アフタースクールに参入している会社のほとんどが千葉県以外に本社を持っている会社です。学校周辺の習い事教室の経営を圧迫することになっています。</p> <p>②地元でそろばん教室や公文教室、ダンス教室等行っている個人事業主の方が優先で場所の提供できるようになりませんか。</p> <p>③現状では、自分が通っている学校で安く習い事が展開されていても、アフタースクールの利用料3,500円を払っていないと、継続プログラムを利用できません。アフタースクールに通わなくても継続プログラムだけを利用することはできますか。</p> <p>④学校の教室を民間の利益の場にしてよいのならば、アフタースクールに限らず、子どもに関係する事業者に開放してはいかがですか。</p> <p>⑤アフタースクールやそれと関係のない児童が、グラウンドで遊んでいるときに、同じグラウンドをサッカーの習い事があるため、利用できないでいます。うらやましそうに見ている子もいれば、遊べずに不満を抱える子もいます。どう改善していけばよいでしょうか。</p>	<p>①アフタースクールの一環として学校施設を使用して継続プログラムを提供することに、特段の支障はないと考えています。学校周辺の習い事・教室等の経営の圧迫に繋がっているとは考えておらず、当事者の方々からそのような指摘を受けたことはありません。</p> <p>②継続プログラムの内容は、利用者のニーズを踏まえて受託事業者が選択することとしており、現時点では、その選択について何らかのルールを設けることは考えていません。</p> <p>③アフタースクール利用児童以外が継続プログラムを利用することはできません。</p> <p>④継続プログラムは、あくまでアフタースクールという市の委託事業の一環として実施するものであり、その範囲で学校施設を使用しています。</p> <p>⑤アフタースクールや子どもルームで校庭を利用する児童と、校庭開放等で校庭を利用する児童との調整については、可能な限り両者が校庭を利用することができるよう、検討する必要があると考えています。</p>	
40	<p>プランを確認し、放課後子ども教室が地域力が低下することで窮地に立たされている現状を把握することができました。総合コーディネーターによる活動支援を受けている学校がアフタースクールになっているようで、放課後子ども教室の支援が必要で、そのために、子どもルームと一緒に事業にすることがよくわかりました。</p> <p>その対策として、アフタースクールの導入が難しい9校についての放課後子ども教室民間委託が挙げられています。これこそが、全児童を対象とした放課後の児童の居場所づくりと言えるのではないのでしょうか。この9校の児童だけ、本当に無償で、体験を受けられるのはどうしてでしょうか。また、この9校だけ、子どもルームが存続し、低学年から安全面の評価の高い環境で過ごすことができることとなります。できましたら、地域力が低下し放課後子ども教室が成り立たない他の小学校も、アフタースクールではなく、本当の全児童を対象とした放課後子ども教室を開催して頂きたいです。</p> <p>一方で、アフタースクールに、保育を必要としている子どもルーム利用者を巻き込む必要はないと考えます。</p>	<p>アフタースクールは、希望するすべての児童に、安全・安心に過ごすことができる放課後の居場所と放課後における多様な体験・活動の機会を提供することを目的として導入を進めるものです。</p> <p>アフタースクールの導入が当面困難な学校で実施する放課後子ども教室の民間委託は、体験・活動の機会の提供を目的としており、その頻度は、概ね週1日程度を想定しています。毎日の居場所としての役割を果たすものではありません。</p> <p>子どもルームは、共働き家庭等の児童に対し、安全・安心な居場所を提供するとともに、クラスや学年を超えた交友関係を築いたり、学校教育以外の様々な事柄への興味関心を広げたり、自主性や社会性を身につけたりする場としても、重要な役割を果たしています。</p> <p>アフタースクールは、学校施設を有効かつ積極的に活用しながら、保護者の就労状況等を問わず、希望する全ての児童がこうした機会を享受することができる環境の整備を目指すものです。</p> <p>また、地域の方々の参画も得ながら多様な体験・活動の機会を提供することにより、さまざまな大人とかかわりを持ちながら、子どもたちがより豊かな放課後の時間を過ごすことができるものと考えています。</p>	
41	<p>アフタースクールは一人帰りは17時まで、子どもルームは18時までというのはなぜでしょうか。</p>	<p>それぞれ、利用時間の区分に応じてお迎えをお願いしています。 (アフタースクールは夜間の部(17:00)から、子どもルームは延長時間(18:00)から)</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
42	<p>市社会福祉協議会が運営する子どもルームを民間の事業者へ委託するのは職員が不足しているためという理由であることがはっきり記載されています。さて、アフタースクールへ毎年、10校分が移行していく中で、さらに民間への委託を進めるのであれば、職員の雇用不安は大変なものがあります。千葉市は雇用者責任として、どのような対策をとって職員の雇用不安を払拭しているのでしょうか。アフタースクールの職員となるためには、現状では、履歴書・業務経歴書の提出、面接、入社手続き等、ほとんどがリモートで行われ、メールやPCを使いこなすことが必須となっています。市社会福祉協議会で働いているときは期間の定めがない雇用ですが、アフタースクールで1年契約となり、3年後には違う会社になるという、永続的に続く雇用不安にさらされます。アフタースクールの仕様書には「長期的に安定した雇用」とアフタースクール職員について記載がありますが、長期的の目安を教えてください。現状ではアフタースクール職員は1年契約で雇用されています。</p>	<p>アフタースクール受託事業者に対し、移行前の子どもルームに勤務していた指導員等が希望する場合には雇用に配慮するよう働きかけることを検討しています。ただし、現状では、子どもルームの指導員等が不足している状況と認識していますので、働きかけの時期については、市社会福祉協議会の意向も踏まえて検討します。なお、今回お示した導入計画に基づいて移行を進めても、当面の間、指導員等の雇止めや解雇が生じることはないと思込んでいます。</p> <p>受託事業者に配慮を働きかける際、メールやPCを使いこなすことが難しい方への配慮を求めることも検討します。</p> <p>市社会福祉協議会の指導員・補助指導員についても、契約期間は原則として1年であり、通算契約期間が5年を超える場合に、本人の申込により無期労働契約への転換が可能となるものと承知しています。有期労働契約が5年を超えて更新された場合に、労働者からの申込みにより無期労働契約に転換されるというルールは、民間事業者においても基本的に同様と認識しています。</p> <p>仕様書における「長期的に安定した雇用形態となるよう努めること」という規定については、具体的な雇用期間や雇用形態を想定しているものではありませんが、児童とのかかわりの安定性・継続性という観点からも、複数年にわたって勤務する職員がいることが望ましいと考えています。</p>	
43	<p>子どもルームで令和7年度までにギガタブを活用した宿題・自主学習ができるようにするとあります。インターネット環境だけでなく、利用環境の整備や高価な物で取り扱いについて、現状の子どもルームの設備環境では使用は困難だと考えます。学校でのルールを確認する等、学校との連携も欠かせません。令和5年から30箇所とあり、具体的にどうしていくのか教えてください。説明会では、これからルール作りを検討すると話がありました。検討は子どもルーム職員も加えていただけますか。実際に子どもルームでの様子から、提案できることがあると考えます。</p> <p>なお、ギガタブの保護カバーは義務ではなく、多くの児童がランドセルに教科書と同じように入れている状態です。毎日持ってくることを考えても壊れそうなので、重そうで大変です。ランドセルの蓋のカギを閉めないで登所する子も多いので、靴を脱ぐときにギガタブが滑り落ちてきます。取り扱いについての指導を学校で徹底して頂けますか。水筒をランドセルに入れて、漏らしてしまうお子さんもいます。子どもルームでの破損は保護者の責任となりますか。また、ギガタブを持って帰った場合のランドセルの重さを計測したことがありますか。持って帰ってきただけで使わずにまた学校にもっていくだけの場合も見受けられます。そもそも学校でギガタブが活用されていない現状です。学校内の有効活用を図ってからでも遅くはないと思いますがいかがでしょうか。</p>	<p>子どもルームにおけるインターネット環境の整備は、宿題や自宅での自主学習の使用頻度が高い学校や、ICT推進校から整備をしていく予定です。</p> <p>子どもルーム及びアフタースクールにおけるギガタブの使用ルールについては、今後、子どもルームやアフタースクール職員、市社会福祉協議会及びアフタースクール受託事業者の意見も踏まえながら、教育委員会と子ども未来局とで協議していきます。</p> <p>ランドセルの蓋のことも含め、持ち帰りの際に破損等が生じないように、児童や保護者への注意喚起に努めています。</p> <p>その時々状況によるため一概には言えませんが、子どもルームやアフタースクールでギガタブが破損した場合の修理費については、原則として、子どもルームやアフタースクールの職員の負担となることは想定していません。</p> <p>宿題を含めた自主学習においても、ギガタブを有効活用していくこととなっており、既に、ギガタブを活用した宿題を行っている学校もあります。</p> <p>放課後児童クラブ運営指針においても、必要な育成支援の内容として「子どもが宿題、自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う」が挙げられており、今後のギガタブの普及を見据えれば、迅速な環境整備が不可欠と考えています。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
44	<p>校庭開放について記載がありますが、アフタースクールや子どもルームの児童と一緒に遊ぶことができるよう環境整備をお願いします。市が全児童の居場所を大切に考えると言っておきながら、現場ではアフタースクールや子どもルームの職員から保険の事情で子どもたちの遊びの足かせになるような規制をしたくありません。</p>	<p>アフタースクールや子どもルームで校庭を利用する児童と、校庭開放等で校庭を利用する児童との調整については、可能な限り両者が校庭を利用することができるよう、検討する必要があると考えています。</p>	
45	<p>多くの子どもが以前とは違う環境で育っています。大人の都合で0歳から預けられ、保育時間は11時間まで可能…家庭での睡眠時間を入れたら、集団で預けられている時間の方が長いかもしれません。子どもは特定の大人と愛着(信頼)関係を結んで人としての土台をつくります。一昔前までは家庭でその土台をつくることができました。現在は家庭での養育が不十分になり、人としての土台をつくる場所が無くなっています。一人の保育士が多くの子を担当する日本では愛着が不十分で土台ができません。そのまま年齢だけ進み、小学生になっても多くの子が“私をもっと見て”と甘えてきます。</p> <p>愛着障害で土台のできていない子が増えているのに、早期教育や習い事のようなプログラムは必要ですか？土台が穴だらけなのに何かを積み上げることはできますか？子どもが安心して安定するためには大人に十分甘えられて、受け止めてもらうことや自分へのあたたかいまなざしを実感することが必要です。それができて初めて安心して過ごすことができ、様々な経験が身に付き成長できるようになります。もし、それが不足した状態であれば集団での行動や何かを教えるということは身につきません。さらにその子の成長、発達を進めていくことも難しいかもしれません。</p> <p>学童保育が生活の場であるなら家庭で不足しているところを補うことが仕事ではないのでしょうか。今、スタッフとして勤務しているアフタースクールでは多くの子どもを利用時間だけ預かる…サービス業になっています。子どもを受容して信頼関係を築いていくのに十分な職員がいません。保護者との信頼関係も難しく子育て支援ができていません。</p>	<p>アフタースクールも子どもルームと同様に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としており、国の関係法令や条例の遵守はもとより、国の「放課後児童クラブ運営指針」等に則った育成支援を目指す必要があると考えています。</p> <p>併せて、地域の方々の参画も得ながら多様な体験・活動の機会を提供することにより、さまざまな大人とかかわりを持ちながら、子どもたちがより豊かな放課後の時間を過ごすことができるものと考えています。</p> <p>継続プログラムは、放課後の放課後の過ごし方の選択肢として、希望者に対して継続的な学びの機会を提供するものであり、早期教育を目指すものではありません。</p> <p>職員配置については、昼間の部においては放課後児童クラブの対象となる児童(保護者が就労等で昼間家庭にいない児童)と対象外の児童が同じ空間で区別なく過ごすこととなりますが、放課後児童クラブ対象外の児童も含め、「千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に則って放課後児童支援員等を配置することとしています。</p> <p>適切な職員配置を前提とした上で、受託事業者とも意見交換しながら、児童や保護者と向き合う時間を増やすための運用上の工夫を検討していきます。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
46	<p>私は、数年前まで千葉市の子どもルーム指導員として長年働いてきた者です。私が在職中もアフタースクールは実施されていましたが、今回のプランで導入を前倒し急ピッチで進めることに、大変危惧を抱いています。そもそもなぜアフタースクールにして、子どもルームとの一体型を進めるのでしょうか。</p> <p>希望するすべての児童となつていますが、利用料が発生している時点で希望するすべての児童となるでしょうか。</p> <p>いわゆる学童保育は昼間保護者がいない子どもたちであっても豊かな放課後を過ごしてほしいとの保護者の切実な願いにより、全国的な親たちの粘り強い運動により、国に法整備をさせてきました。</p> <p>千葉市においても地域運営委員会時代は保護者が大変苦勞されながら指導員も一緒になって子どもたちを守ってきました。不幸な事件もありましたが、20数年前社協への一括委託が始まり、施設も徐々に整備され、ルーム数も増え、当然利用児童も増加しました。様々な課題もありますが、所管も教育委員会から健全育成課に変わり、児童福祉の側面が大切にされてきたと思いますし、今後も昼間保護者のいない児童に家庭に代わる生活の場を保障するという理念は失ってはならないものです。</p> <p>アフタースクールの「保護者の就労状況等にかかわらず・・・云々」とありますが、まさにそこ(保護者の就労等)にこだわっていただきたいと思うのです。子どもルームに通う子どもたちは、ルームに”ただいま”と帰って来た時から学童保育の必要な子どもたちです。5時以降に必要な子どもたちではないのです。適正な人数(40名程度が理想)複数の専任指導員の配置そして、安心して過ごせる専用室。そして、適切な時間のおやつ提供。その上で一般児童と一緒に遊んで過ごすのもいいでしょう。今までもそうしてきました。ルームの中で一緒に勉強したり本を読んだりだと思っていいと思います。</p> <p>子どもルームの指導員が専任指導員である必要は言うまでもなく、毎日一緒に過ごし、遊びその中で子どもたちとの信頼関係を紡いでいくものだからです。そして、はじめて子ども一人ひとりに向き合っていくことができます。そういかかわりからも子どもの安全、安心が図られていきます。子どもの体調の変化やいつもと違う様子などを察知するのも指導員の大切な仕事です。そのためにも児童数の規模も自ずと定まってきます。</p> <p>遊び場提供事業、体験プログラム提供事業、と子どもルーム事業は別のものです。前者は教育的側面が主となり子どもルーム事業は児童福祉の側面は主になるのではないのでしょうか。</p> <p>船橋市では放課後子ども教室を充実させて学童保育と別々に実施し、連携を図っているようです。千葉市においても別途実施して連携できる仕組みにできないのでしょうか。</p> <p>アフタースクールは利用せず子どもルームだけ利用したいという希望にも対応できると思います。</p>	<p>子どもルームは、共働き家庭等の児童に対し、安全・安心な居場所を提供するとともに、クラスや学年を超えた交友関係を築いたり、学校教育以外の様々な事柄への興味関心を広げたり、自主性や社会性を身につけたりする場としても、重要な役割を果たしています。</p> <p>アフタースクールは、学校施設を有効かつ積極的に活用しながら、保護者の就労状況等を問わず、希望する全ての児童がこうした機会を享受することができる環境の整備を目指すものです。</p> <p>また、地域の方々の参画も得ながら多様な体験・活動の機会を提供することにより、さまざまな大人とかかわりを持ちながら、子どもたちがより豊かな放課後の時間を過ごすことができるものと考えています。</p> <p>子どもルームと同様、低所得世帯に対する無料又は半額措置等により経済的負担の軽減を図っており、希望する方にはご利用いただけるものと考えています。</p> <p>アフタースクールも子どもルームと同様に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。</p> <p>国の関係法令等や条例の遵守はもとより、国の「放課後児童クラブ運営指針」等に則った育成支援を目指す必要があると考えています。</p> <p>職員配置については、昼間の部においては放課後児童クラブの対象となる児童(保護者が就労等で昼間家庭にいない児童)と対象外の児童が同じ空間で区別なく過ごすこととなりますが、放課後児童クラブ対象外の児童も含め、「千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に則って放課後児童支援員等を配置することとしています。また、アフタースクールに勤務する職員は、原則として施設ごとに配置されており、児童や保護者との関係構築を図っているところです。</p> <p>なお、利用児童に適切な遊びの場を提供することは、放課後児童クラブにおいても不可欠な育成支援であると認識しています。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
	<p>アフタースクールの利用料と子どもルーム利用料の差も問題です。アフタースクールになった場合、本来であればルームの必要な児童であっても5時までの利用であとは留守番ということにならないでしょうか。</p> <p>有料プログラムもどうなのでしょう。参加は自由といっても有料であれば、参加できない児童も出てきます。放課後の自由な空間に”有料”が入り込むのには違和感があります。</p> <p>アフタースクール導入については、現に働いている指導員も多大な影響を受けます。</p> <p>今からでも、指導員、保護者、アフタースクール職員、行政で、意見交換を行う場を設定してはどうでしょうか。子どもたちの放課後のことなのに、子どもたちの意見、気持ちなどが反映したものになっているのでしょうか。</p> <p>施策は簡単に変更できるものではありません。ぜひ拙速は避けて、関係者、現場の方たちなどの意見を聞き、よりよい施策になるよう、お骨折りにいただきたいと切に願います。</p> <p>また、子どもルームの指導員は日々熱心に働かれていますと思いますが、コロナ感染以降研修が充実していないと伺っています。ぜひ合わせて研修の充実をお願いします。子どもたちの幸せのために、大人が力を合わせていきたいと願っています。よろしくお願いたします。</p>	<p>夜間の部の利用の可否や児童の留守番の可否は、各家庭において適切にご判断いただいているものと考えています。</p> <p>継続プログラムは、放課後の過ごし方の選択肢として、希望者に対して、市場よりも低廉な価格で、継続的な学びの機会を提供することを意図しています。また、共働きで習い事の送迎の負担が大きい家庭への支援にも繋がると考えています。</p> <p>アフタースクールの導入に当たっては、子どもルームが培ってきた「安全・安心な居場所」及び「健全育成の場」としての役割と、を適切に継承するために、丁寧な引き継ぎに努めます。</p> <p>また、こども未来局と緊密に連携し、子どもルームと同様に、現場で働く職員の意見も参考としながら、育成支援及び施設運営の質の確保・充実に取り組みます。</p> <p>毎年度実施している利用者アンケートにより、保護者や児童の意見やニーズを把握するほか、受託事業者と市との情報共有・意見交換の機会を設けることとしています。</p> <p>また、子どもたちの意見や考えを生活や活動に反映することは重要であると考えており、現に行われている好事例も参考としながら、取組みの充実を図っていきます。</p> <p>職員の研修については、市が実施する研修の充実を図るほか、受託事業者に対して必要な研修の実施を求めるとともに、外部の研修を受講しやすい環境の確保を働きかけます。また、放課後児童支援員認定資格研修の積極的な受講を働きかけます。</p>	
47	<p>生活とは一日でリセットではない。継続した保育を希望します。</p> <p>毎日、時間帯でスタッフが代わるような運営では、平常時子どもの姿を知っておくことができません。</p> <p>些細な変化に気が付くためには、日々の観察力と関わり合いが大切になります。</p> <p>異変は体調だけでなく、心の不調、友達関係で悩みを抱えている事もあります。</p> <p>相談にのってあげるには、信頼関係も必要です。自分の事を知らない、相手の事も分からないのに心のを開いて相談できますか？</p> <p>また、先生同士の関わり方にも影響があります。</p> <p>職員会議などのコミュニケーションがなければ、チームで仕事をすることができません。</p> <p>遠足や調理など、行事の運営も大変になるため、行事そのものがなくなってしまうかもしれません。</p> <p>子どもにとっての大切な小学生の時間は、その瞬間だけです。すべての子どもに継続した遊びの機会を。</p>	<p>アフタースクール・子どもルームのいずれにおいても、職員は原則として施設ごとに配置され、また、常勤の職員も配置されています。シフトによる職員の交代はありますが、職員間の情報共有やコミュニケーションを図り、継続した育成支援の提供に努めています。</p> <p>各施設において、季節行事や遠足などの活動を取り入れており、児童の意見も踏まえて充実を図っていきます。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
48	<p>コミュニケーションを円滑にとれる規模40人(クラス・グループ)運営を希望します。</p> <p>学校のクラスが40人であるのには理由があります。</p> <p>ひとりひとりが顔や名前、性格などを覚えて、コミュニケーションを取るのに適切な規模だからです。</p> <p>教育現場では、少人数制を導入しているところもあります。</p> <p>逆に言えば、40人を超えて大規模になると、誰かがいなくても気が付かない。何に困っているのかも分からない。</p> <p>目が行き届かず、ケガや転落など事故の原因になります。</p> <p>また、子どもに寄り添った細やかな対応もできません。保護者の子育て支援も無理でしょう。</p> <p>大人数の子どもたちをみるには、特別なスキルが必要です。資格をもった先生を40人に2人配置してください。</p>	<p>アフタースクール・子どもルームのいずれにおいても、施設の規模に応じて、40人を超える児童が同じ空間で共に過ごす場合がありますが、利用児童1人当たり概ね1.65㎡以上の専用区画を確保するとともに、利用児童概ね40人に対して2人以上の職員(うち1人以上は放課後児童支援員)を配置しています。</p>	
49	<p>支援の必要な子どもを見落とさないでください。</p> <p>最近では、診察や検査を受けたことはないけれども、生きにくさを感じていたり、他人との生活に困難を抱えている子どももいます。</p> <p>特別支援学級に通っていても、異年齢や騒がしい環境に苦痛を感じる子どももいます。</p> <p>いつもやんちゃで迷惑な行動をとってしまう子どもには目がいきますが、目立たない子どもこそ支援が必要です。そして、その保護者にも。</p> <p>大人になって社会に出てから、実は発達障害だったことが分かるケースもあります。</p> <p>見抜く力をもった先生を配属して、見逃さない見落とさない保育を実現してください。</p> <p>子どもの未来に関わる問題です。</p>	<p>障害のある児童や、診断等の有無を問わず特別な支援を必要とする児童への対応は、子どもルーム・アフタースクールに共通の重要な課題であると考えています。</p> <p>令和5年度より、障害などにより特に配慮を必要とする児童の支援に関する助言や指導を行う「巡回アドバイザー」を新たに配置することとしており、こうした取組みを含めて、こども未来局と教育委員会が緊密に連携し、個々の児童の特性に応じた援助を行うことができるよう努めます。</p>	
50	<p>「放課後子ども教室」と「子どもルーム」とでは、もっている役割・機能が違います。</p> <p>子どもが選択し、行き来できる運営をしてください。</p> <p>普段は外遊びが好きな活発な子どもでも、じっくり工作やブロックをしたい時もあります。</p>	<p>アフタースクールにおいては、プログラムは希望者が参加するものであり、居場所としての過ごし方とプログラムへの参加を選択することができます。児童の意思・意欲を尊重するよう、受託事業者への周知を徹底します。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
51	<p>委託後も巡回指導をしてください。 先生の配置基準を満たしているのか？紙面上の数字だけではダメです。 ワンオペレーションになっていないか？事故は数秒の死角でおきます。 面積に対する人数は適切か？人がいないからといって狭い空間にルールで縛り閉じ込めていませんか？ 保護者や地域、学校と連携は取れていますか？学校での様子も重要な情報です。</p> <p>すべての子どもたちの幸せを祈っています。 よろしくお願いいたします。</p>	<p>アフタースクール・子どもルームのいずれにおいても、職員の出勤状況の提出を求め、日々の職員配置を確認しています。また、モニタリング調査を行い、利用児童の処遇や施設の運営状況等の把握・評価を行うとともに、適宜、各施設に赴いて現地調査を行い、必要に応じて指導・助言を行います。</p> <p>保護者との連携については、アフタースクール・子どもルームにおける児童の生活、遊び、その他の活動の様子を連絡帳、アプリ、お便り等で保護者に伝達するとともに、お迎え時に可能な限りコミュニケーションを取り、関係構築に努めます。</p> <p>児童虐待やいじめのリスクが懸念される場合など、必要に応じて、受託事業者、学校及び事業所管課が適切に情報共有を行い、相互の連携の下で適切な対応を図っています。</p>	
52	<p>計画の前倒しは有害です。見直しは来年度以降に延期すべきです。 (理由)アフタースクール(以下ASと表記)は、学校、放課後子ども教室、子どもルームと少なくとも3つの主体間の調整が必要な事業です。無理をして空き教室を確保しようとするれば、通常の学校での教育活動へ影響します。 コロナ禍のこの3年は特殊な状況にあり、平常の状況把握が難しいため見直しには不適なタイミングです。ルームの利用率は、コロナの影響で一時的に下がっていますが、長期的にはまだ保護者の就労率は上がり、ルーム利用率の上昇は続くとの見込みが妥当ではないでしょうか。この2年の一時的な待機児解消の状況を前提に今後の方針を決めてしまうのは、誤りです。市は、これまでも需要予測を誤り、施設整備を怠り、多くの待機児童を生じさせてきました。急な追加の施設整備、あるいは移行の強行により現場に混乱が生じ、子どもの環境に悪影響を及ぼすことになるのではないのでしょうか。 本プランに先立つ「中間見直し」では、AS小学校と、未開設小学校でのサービス提供の「差異」を理由にASの普及促進を主張しています。しかし、子どもルームでは、保育が欠ける状況にありながら、待機児となり安全な居場所を得られない、あるいは3年生でありながら高学年ルームに入れられるなどの事態が生じており、提供されるサービスに大きな開きがあります。この差異の方が重大かつ緊急度が高く、優先すべき問題なのではないのでしょうか。</p>	<p>学校教育に支障が生じないよう、必要に応じて学校施設の状況を確認し、学校とも協議した上で、アフタースクールの導入可否を判断しています。ご指摘のように、コロナ禍の収束により現状より利用率が高まることも考えられますが、それも加味したスペースを確保することを前提にシミュレーションを行い、導入計画を作成しています。</p> <p>「希望するすべての児童に安全・安心な居場所と多様な体験・活動の機会を提供する」という基本理念は第1期プランを引き継ぐものであり、その早期実現を目指して、第2期プランの策定を1年間前倒しました。アフタースクール導入計画では、令和12年度の導入完了を予定しており、それまでに時間を要することとなりますが、育成支援や施設運営の質の確保、優良な受託事業者の確保、子どもルーム及び放課後子ども教室からの円滑な引継ぎ等の観点から、年10校ずつ導入することとしたものです。</p> <p>引き続き、子どもルームを必要とする児童に放課後の居場所を提供できるよう、利用児童数の増加が見込まれる地域等において子どもルームの受入枠を拡充し、待機児童の解消を目指します。</p>	
53	<p>これまでのASへの移行は、学校施設や児童数の状況からみると、導入が容易な条件で行われてきました。しかし、令和5年4月以降のアフタースクールへの移行は(学校規模やスペースなどの条件を考慮すると)難しさを増すはずで、課題も多く上がってくると予想されます。その課題を踏まえてからのプランの更新をしたほうが移行にともなう混乱が少なくなるのではないのでしょうか。拙速な計画の推進は、事件・事故の発生につながります。あくまでも事業の実施責任は市にあり、仕様書に書き込んで事業者に責を負わせてすむ話ではありません。計画を早めることで生じる被害が十分に予測でき、また計画を先延ばしにすることで混乱を少なくできることが見込まれる中で、計画を早める理由が十分に説明されていません。</p>	<p>「希望するすべての児童に安全・安心な居場所と多様な体験・活動の機会を提供する」という基本理念は第1期プランを引き継ぐものであり、その早期実現を目指して、第2期プランの策定を1年間前倒しました。アフタースクール導入計画では、令和12年度の導入完了を予定しており、それまでに時間を要することとなりますが、育成支援や施設運営の質の確保、優良な受託事業者の確保、子どもルーム及び放課後子ども教室からの円滑な引継ぎ等の観点から、年10校ずつ導入することとしたものです。</p> <p>令和4年度時点で24校にアフタースクールを導入済みであり、これまでの実績を踏まえて、事故の未然防止をはじめ、児童の安全確保を図るとともに、安定的な運営に努めていきます。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
54	<p>アフタースクール事業を児童向けの放課後の児童福祉事業として位置付け、全児童に対し権利保障をする制度としてください。</p> <p>(理由)現代では、子どもの状態、保護者の事情も様々で、単に保護者の就労状況ということだけが保育を必要とする要件ではなくなっています。全ての子どもにも物理的にも精神的にも安心して過ごせる場所が用意されるべきと考えます。それは子どもの権利あるいは児童福祉の観点から必要と考えます。ただし資源に限られるもとの、すぐさま全児童の権利保障を行うことは困難です。それでも児童や保護者の個別の事情を十分考慮し、提供するサービスの質を確保しつつ、優先度の高い児童の居場所確保は確実に行うべきです。</p>	<p>アフタースクールは、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に運営するものであり、子どもルームと同様に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。国の関係法令や条例の遵守はもとより、国の「放課後児童クラブ運営指針」等に則った育成支援を目指す必要があると考えています。</p>	
55	<p>ASの利用料は無料とすべきです。</p> <p>(理由)アフタースクールは、全児童向けの事業です。有料にすれば、利用にハードルを設けることになり、全ての児童に開かれたものではなく、利用料を払わない・払えない児童を排除することになります。安全な居場所、遊び場や体験の場は全ての児童に保障すべきことであるので、そうした利用のハードルは設けるべきではありません。これまで子ども教室を利用していた児童が有料化により利用しなくなってしまう可能性があります。それで全児童向け事業と言えますか。</p> <p>多くの自治体で放課後子ども教室は無料としています。千葉市として有料にしなければならない理由があるのであれば、それを説明してください。</p>	<p>従来の放課後子ども教室は、ボランティアが主体となり、概ね年数回～月数回の体験・活動を提供するものですが、アフタースクールは、希望する全ての児童に対して17:00まで毎日の居場所を提供するものであり、これを安定的に運営していくために、費用の一部を利用者にご負担いただいています。</p> <p>子どもルームと同様、低所得世帯に対する無料又は半額措置等により経済的負担の軽減を図っており、希望する方にはご利用いただけるものと考えています。</p>	
56	<p>ASが準用する子どもルームの運営基準は低すぎるため、大幅に引き上げるべきです。</p> <p><具体的基準>面積基準は、専ら児童が過ごす面積のみで計算すべきです。</p> <p>児童単位は、小学校のクラスと同様35人を上限とした基準にすべきです。</p> <p>施設は、学校教育との兼用でなく専用とし、必要な設備を伴う必要があります。</p> <p>職員配置は、1単位につき常勤2人の配置を基本とすべきです。</p> <p>(理由)現状の子どもルームの状況は、特に都市部では、待機児童解消を優先するあまり劣悪な状況があります。国際的な避難所の基準であるスフィア基準も下回る状況であり、「尊厳ある生活を営む権利」を保障できていません。この運営水準をASに広げたのでは、放課後の生活の質の悪さを全市に広げることになるのではないのでしょうか。</p> <p>具体的には、一人当たりの面積基準は、最低限国の運営基準とし、専ら児童が過ごす空間の面積のみとし、廊下や玄関、トイレや事務スペース、棚等の面積は除外して計算すべきです。</p> <p>児童が生活する集団の規模は、小学校のクラスと同様の規模にすべきである。70人、100人といった集団規模では、生活を営むことは困難です。</p> <p>職員配置は、常勤2人の配置を基本とすべきです。全てを把握する常勤職員が切れ目なく勤務しているためには常勤1人の配置では不可能です。</p>	<p>「千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、厚生労働省が定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に即したものであり、現時点では、基準を引き上げることは考えていませんが、可能な限り良好な環境の整備や人材の確保に努めていきます。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
57	<p>ASの昼間の部の開設時間は16時までとすべきです。 (理由)17時までとすると季節によっては暗くなり、帰宅時の危険性が高まってしまいます。 17時までとすると、夜間利用の児童のおやつが17時以降となります。間食時間が17時では昼食からの時間は離れすぎ、夕食時には近すぎ、生活リズムを考慮しない時間設定となっています。16時までの利用とすれば、夜間利用の児童はこれまで通り16時におやつを食べられます。</p>	<p>「安全・安心な居場所の提供」、「多様な体験・活動の提供」という目的に鑑み、昼の部は17:00までとしています。 17:00までの一人帰りは妥当と考えていますが、保護者が必要と判断した場合には、お迎えに来ていただきます。 なお、6時間授業の場合の下校時間は15:30頃になります。</p>	
58	<p>AS夜間利用要件(=子どもルーム利用要件)を満たす児童の保護者が、夜間利用を控えることで、児童の安全が守られない状況が生まれる蓋然性が高い。制度設計のやり直しが必要です。 (理由)ASの17時の利用区分と料金設定などの制度設計が、保護者の17時までの利用の選択を誘導しています。このことは17時近くでの児童の一人帰りを増やし、自宅で一人だけで過ごす時間を増やす結果となり、子どもを危険にさらします。これは子どもの利益に反する重大な誤りです。 ・保育に欠ける状態にある児童に対して、市は放課後健全育成事業の実施責任を放棄していると言わざるを得ません。 ルーム利用者アフタースクール利用 18時まで利用 8500おやつ2000 ⇒17時まで利用3,500円 ⇒18時まで利用3500+5000+2,000 19時まで利用8000+2000+1000円(延長)⇒3500+5000+2000 ●18時まで利用可能な者を17時までの利用に誘導する料金設定となっている。 ●17時前の利用児童の保護者の就労状況は確認しない＝市は保育に欠けると認知しない ⇒本来保護を受けられる児童を排除 = 事件・事故のリスクを高めている。</p>	<p>夜間の部の利用の要否や留守番の可否は、各家庭において適切にご判断いただいているものと考えています。 17:00までの一人帰りは妥当と考えていますが、保護者が必要と判断した場合には、お迎えに来ていただきます。 「安全・安心な居場所の提供」、「多様な体験・活動の提供」という目的に鑑み、昼間の部を17:00までとしているものであり、保護者を誘導する意図はありません。 また、アフタースクール及び子どもルームの利用料は、それぞれの事業の実施に要する経費、公費と利用者負担のバランス、利用児童数、利用時間等を勘案して設定しています。 なお、すべての児童について、利用申込の際に保護者の就労状況を確認しています。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
59	<p>官製ワーキングブアを作り続けるのではなく、社会福祉協議会にAS事業を受託させるべきです。</p> <p>(理由)市は、これまで社会福祉協議会では職員確保ができないとし、社会福祉協議会から子どもルーム事業を別の事業者へ委託してきました。しかし、社会福祉協議会から多くの職員が新事業者に移籍することとなり、社会福祉協議会は職員不足が続く一方、事業者は職員と現場のノウハウを手に入れることができた面があります。委託は、事実上、職員の事業者間の移籍を前提としていると思われます。それに一体何の意味があるのでしょうか。行政が責任から逃れようとしているようにしか見えません。事業としては今後も継続していくもので、無くなりません。子どもの成長に関わる職員を低賃金・不安定雇用で置き続け、社会的損失を生み出していることを市としてどう考えているのでしょうか。</p> <p>今回のASへの移行は単に、子どもルーム機能について社会福祉協議会から事業と職員をはぎ取って、新しい事業者に乗せ換えるだけに見えます。内容が少々塾化する程度で、受託事業者は利益の種を掴んだのでしょうか、保護者と児童にあまりメリットがない。むしろ在籍児童数が増えて生活の質が低下する可能性が高いのではないのでしょうか。ASへの移行には、利用者にとってのメリットが見出せません。</p> <p>社協は市の関与する度合いが強く、雇用も安定しています。内容のモニタリングも可能です。社会福祉協議会から事業をはぎ取らなければならない理由がありません。体験プログラムと同様の内容であれば、すでに子どもルームで実施しています。</p> <p>市として、社協に受託させないことの合理的説明が不足しています。</p>	<p>市社会福祉協議会が受託している子どもルームの指導員等が、民間事業者が受託する子どもルームやアフタースクールに続けて勤務することは、児童や保護者との関係の継続という観点からも望ましいと考えていますが、継続して勤務するか否かは、あくまでご本人が選択されるものと考えています。</p> <p>また、必ずしも、民間事業者であれば低賃金・不安定雇用であるとは考えていません。</p> <p>子どもルームは、共働き家庭等の児童に対し、安全・安心な居場所を提供するとともに、クラスや学年を超えた交友関係を築いたり、学校教育以外の様々な事柄への興味関心を広げたり、自主性や社会性を身につけたりする場としても、重要な役割を果たしています。</p> <p>アフタースクールは、学校施設を有効かつ積極的に活用しながら、保護者の就労状況等を問わず、希望する全ての児童がこうした機会を享受することができる環境の整備を目指すものです。</p> <p>また、地域の方々の参画も得ながら多様な体験・活動の機会を提供することにより、さまざまな大人とかかわりを持ちながら、子どもたちがより豊かな放課後の時間を過ごすことができるものと考えています。</p> <p>現時点では民間事業者の参入が十分に見込まれるため、アフタースクール運営を市社会福祉協議会に委託することは考えていません。</p>	
60	<p>保護者の意見を正しく聞いていません。聞き直してください。</p> <p>AS利用者の多くは従来のルーム利用者に当たります。AS導入マニュアル策定の検討委員会や、「アフタースクール及び放課後子ども教室関係者等による協議の場」に保護者の参加が位置付けられていないことは大きな問題です。</p> <p>第4章 方向では、「利用率の高さや実態調査における評価からアフタースクールにおいて提供しているサービスは、児童と保護者のニーズに合致していると考えられす」と言える根拠は何でしょうか。利用者の満足度が高いから、ニーズに合致していると解釈するのは強引です。ルーム利用者の満足度も同程度に高い結果が出ており、ニーズに合致しているか否かを問う質問がされていません。そうした不適切な保護者の声を根拠に政策を推進しようとするのは誤りです。</p> <p>保護者には多様なニーズもあるのだろうとは思いますが、圧倒的にはシンプルなニーズです。「子どもが放課後を安心してできる場所で楽しく過ごしてほしい」といった希望です。自由に遊ぶことそれ自体が深い学習であり、生きる力になります。その環境さえ用意できれば、プログラムを与える必要などないと私は思います。市には単純に、十分に遊び休み生活できる空間と、放課後の居場所としての設備と、子どもを遊びにいなう支援者(指導員)を確保してほしい、集団規模を小さくしてほしいというのが、保護者の要望だと思います。</p>	<p>アフタースクール拡充検討委員会は、学校現場を含めた市の内部において、アフタースクール拡充に向けた課題の解決策を検討するために設置したものであり、保護者の参加を得る性質のものではないと考えています。</p> <p>ニーズに合致していなければ、利用率や実態調査における評価は低くなると考えられ、今回の実態調査で寄せられた保護者の声が不適切であるとは考えていません。</p> <p>ご指摘のとおり、子どもルームの満足度もアフタースクールと同程度に高く、とりわけ「安全・安心な居場所」に関しては、子どもルームが果たしてきた役割を、アフタースクールが適切に継承する必要があると考えています。</p> <p>自発的・自主的な遊びとプログラムを通じた多様な体験・活動をバランスよく提供することができるよう、児童や保護者のニーズを把握するとともに、受託事業者とも意見交換しながら、育成支援や施設運営への反映に努めていきます。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
61	<p>「アフタースクール及び放課後子ども教室関係者等による協議の場」p31には、利用保護者代表者を入れるべきです。サービスを受ける当事者の声を正確に聞き取ることなくして適切なサービス提供はあり得ません。AS昼間利用者および夜間利用者の利用者代表2人以上の参加が協議会に位置付けられるべきです。少なくとも、市と利用者代表者との協議の場が制度化されるべきです。</p>	<p>令和5年度から新設する「アフタースクール及び放課後子ども教室関係者等による協議の場」は、アフタースクール及び放課後子ども教室における実践事例等に関する情報共有や意見交換を行い、地域人材の参画を得る方法や、より多様で豊かな体験・活動を提供する方法等を検討することを目的とするものであり、利用者代表の参加は想定していません。</p> <p>利用者アンケート等を通じて、児童や保護者の意見やニーズの把握に努めていきます。</p>	
62	<p>AS導入条件の見直しの内容について旧導入条件との差異を具体的に示してください。</p>	<p>見直した条件は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1期プランでは専用室及び余裕教室のみにより必要面積を確保することを前提として導入の可否を判定していましたが、特別教室のほか、ランチルーム、会議室等も活用することとしました。 ・少子化による児童数の減少により、現時点で導入が不可能であっても、将来的に(令和14年度までに)可能になる学校があることも加味しました。 ・民間事業者が受託する子どもルームや学校敷地外にあるルームは導入不可としていましたが、学校敷地内でスペースを確保できる場合はこれらも導入可能と判定しました。 	
63	<p>アフタースクール導入・運営マニュアルの内容と、策定検討委員会での議論を公開してください。</p>	<p>アフタースクール拡充検討委員会は市役所内部の検討組織であり、資料や議事録は公開していませんが、その成果物である「アフタースクール導入・運営マニュアル」は、意見を踏まえて市HPで公開しました。</p> <p>《URL》</p>	
64	<p>「アフタースクール導入・運営マニュアル」p27について、保護者を入れた新たな検討委員会のもとで改定してください。 (理由)・「アフタースクール導入・運営マニュアル」を学校教育関係者のみで策定したのは不適切なのではないでしょうか。少なくとも放課後子ども教室運営関係者、子どもルーム関係者、保護者団体、ルーム保護者団体の参加があってしかるべきであり、構成をあらため再度検討委員会を開催したうえでマニュアルを改定すべきです。</p>	<p>アフタースクール拡充検討委員会は、学校現場を含めた市の内部において、アフタースクール拡充に向けた課題の解決策を検討するために設置したものであり、保護者の参加を得る性質のものではないと考えています。また、アフタースクール導入・運営マニュアルは、学校施設の使用法、学校・事業所管課・受託事業者間の連携等に関する手引書であり、同検討委員会において協議し、必要に応じて改善を図っていきます。</p>	
65	<p>委託事業内容のモニタリングを向上させる制度を盛り込むべきです。 保育事業においては、株式会社などの委託事業者が、人件費圧縮による利益率の上昇を図ったり、委託費の流用(さまざまな理由をつけて本社や関連会社に支払いをさせる)や職員確保について虚偽の報告(保育士の水増し)をするなどの例が多発しています。こうした事業者の違法行為や不適切な会計処理、「不適切な保育」等について、職員の巡回による確認・評価(p28)だけでは、把握が困難です。市による運営費の使途(特に人件費比率)のチェックなど突っ込んだ審査・実地検査とともに、市が保護者や子ども等からの直接的なフィードバックを受けられるような仕組みを作るべきです。</p>	<p>モニタリング調査については、子どもルームにおける調査内容とも整合を図りながら、よりの確な評価が可能となるよう、内容の改善を図っていきます。併せて、適宜実施する現地調査や実績報告書の確認等を通じて、運営状況の把握に努め、必要に応じて指導や助言を行います。</p> <p>また、現在実施している利用者アンケートは直接的なフィードバックを受けることができる貴重な機会であり、引き続き、全てのアフタースクールで実施していきたいと考えています。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
66	<p>職員加配ルールの明確化と加配の義務化をすべきです (理由)障がいのある児童への対応p28において、加配の基準の明確化と、確実な加配を仕様書に入れるべきです。事業者に努力義務を課すというだけでは十分でなく、行政として責任をもって関わるべきだと考えます。また、障がい手帳を持つ子以外にも、多くの「配慮が必要な子」がいます。学校と連携し、適切な支援が可能になるように、職員加配のルールを作り明示してください。</p>	<p>アフタースクールにおいても、子どもルームと同様、障害のある児童の受入れに当たり、児童の安全確保や適切な育成支援のために必要な場合は、加配を行うこととしています。 加配に係る人件費は委託料に含まれており、加配の判断は受託事業者に委ねていますが、必要と判断された場合には適切に加配が行われているものと認識しています。</p> <p>加配を含め、障害のある児童や、診断等の有無を問わず特別な支援を必要とする児童への対応は、子どもルーム・アフタースクールに共通の重要な課題であると考えています。 令和5年度より、障害などにより特に配慮を必要とする児童の支援に関する助言や指導を行う「巡回アドバイザー」を新たに配置することとしており、こうした取組みを含めて、こども未来局と教育委員会が緊密に連携し、個々の児童の特性に応じた援助を行うことができるよう努めます。</p>	
67	<p>確保スペースや人員などの点で、ASの利用を制限する場合はどのような基準にもとづき優先順位を判断するのか、具体的基準を示してください。 今後、ASに移行したものの昼間の利用者が多く、確保したスペースでは利用を希望するすべての児童を受け入れることが困難となるケースが想定されます。希望者を全入させれば危険が伴うことから、利用制限が必要と考えますが、優先順位を判断する基準はどうなるのでしょうか。具体的に示してください。</p>	<p>「千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に即して、放課後児童クラブ対象外の児童を含め、児童1人当たり概ね1.65㎡の基準面積を確保することができる学校に導入可能と判定しており、現時点では、昼間の部の利用を制限する事態は想定していません。</p>	
68	<p>継続プログラム選択にかかる透明性を確保する仕組みを示してください。 継続(有料)プログラムは、公立小学校という公共施設において、継続的に教育サービスの営業を行わせることです。このプログラムの内容の設定・業者の決定にあたっては、高い透明性が求められる。市は継続プログラムの内容および業者の選定に係り、談合や贈収賄の温床とならないように、どのような対策を取る考えですか。</p>	<p>継続プログラムの企画・運営は受託事業者に委ねていますが、それを以って談合や贈収賄の温床になるとは考えていません。 なお、受託事業者に対しては、契約締結に当たり、法令の遵守を求めています。</p>	
69	<p>有料プログラムは、普段過ごす場所とは別空間(追加スペース)で実施すべきです。 有料プログラムの実施が普段過ごす空間に設定されると、有料プログラムに参加しない児童の生活が物理的にも圧迫されるおそれがあります。空間を別に確保して、そこで行うべきです。</p>	<p>継続プログラムは、居場所として利用児童が過ごしている部屋では実施しません。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
70	<p>利用者の評価)アンケート結果において不満度が高いアフタースクールを推進し、不満度が低い子どもルームを廃止することは適切な施策ではない。</p> <p>第2章 放課後施策に関する現状と課題 利用者からの評価において、「保護者としてアフタースクールに満足しているか」という設問に対し、一体型のアフタースクールは「そう思う」「まあそう思う」が79.7% 「あまりそう思わない」「そう思わない」が8.4%。同じ質問で「保護者として子どもルームに満足しているか」という設問に対し、従来型の子どもルームは「そう思う」「まあそう思う」が78.8%、「あまりそう思わない」「そう思わない」が7.3%。アフタースクールが肯定的な意見は僅かに上回るものの、否定的な意見が多く、差し引きすれば子どもルームの満足度は高いといえる。</p> <p>また「安全安心な居場所であると思うか」という質問に対しても、同様に肯定的な意見は、子どもルームが上回っている。(アフタースクール91.4%、子どもルーム94.4%)</p> <p>にもかかわらず、子どもルームのほぼ廃止の決定をするのはおかしい。</p> <p>このアンケートには、アフタースクールは昼間保護者が家にいる児童の保護者も回答しており、子どもの希望で通っているケースでは、求める内容も大きく異なり子どもルームよりアフタースクールへの肯定率が上がることが予想できる。5時まで利用のアフタースクールの利用者は利用料金が半以下の3500円となっており、さらに肯定的な意見が多くでることも予想される。そうしたアンケートでありながら、子どもルームに対する肯定的な意見が多くあることを考えれば、子どもルームを廃止していくことは、思慮に欠ける判断ではないか？</p> <p>別の設問で「子どもが楽しく通っていると思うか」という設問でアフタースクールが上回ったのは、就労のためやむを得ず利用している児童以外に、子どもが希望して通っている児童が含まれているからであると考えられる。アンケートの結果から見る限り、保護者の不満度が高いアフタースクールを推進し、従来型の子どもルームを廃止しなければならない正当な理由はなく、正しい施策とはいえない。</p>	<p>子どもルームは、共働き家庭等の児童に対し、安全・安心な居場所を提供するとともに、クラスや学年を超えた交友関係を築いたり、学校教育以外の様々な事柄への興味関心を広げたり、自主性や社会性を身につけたりする場としても、重要な役割を果たしています。</p> <p>アフタースクールは、学校施設を有効かつ積極的に活用しながら、保護者の就労状況等を問わず、希望する全ての児童がこうした機会を享受することができる環境の整備を目指すものです。</p> <p>また、地域の方々の参画も得ながら多様な体験・活動の機会を提供することにより、さまざまな大人とかかわりを持ちながら、子どもたちがより豊かな放課後の時間を過ごすことができるものと考えています。</p> <p>ご指摘のとおり、子どもルーム・アフタースクールのいずれも概ね良好な評価を得ており、とりわけ「安全・安心な居場所」に関しては、子どもルームが果たしてきた役割を、アフタースクールが適切に継承する必要があると考えています。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
71	<p>ハード面での問題)千葉市のアフタースクール推進では児童数の増加に伴い、学校との共有教室の利用や空き教室利用が増え、小集団による放課後児童クラブ(1支援の単位毎)の生活の場、専用室の確保の観点が欠落しています。</p> <p>学校との共有スペースを利用すること、おやつの時間にプログラムが設定されること、は、5時まで利用する児童の生活、さらに5時移行、移動が強制される生活の児童が日常となる児童が生まれ、確保されるべき生活の場としての機能が十分に確保できないものになっています。</p> <p>アフタースクールでは、とりわけ5時までの時間帯には定員を設けないことになり、1施設あたりの児童の数は増える可能性があります。アフタースクールも子どもルームと同様に、放課後健全育成事業の国の補助金・援助を受け取って運営を行うものであり、子どもにとって安全で生活スペースを専用スペースとして確保しなければならない事業であるはずでず。</p> <p>集団として40名を越える児童の中で生活を行うことは児童にとって大きなストレスとなり、トラブルや不測の事態を招くリスクを生むことにつながります。</p> <p>学校との共有スペース頼みで運営することは、運営の質を落とすこととなり、放課後健全育成事業の基準条例4条の向上義務に違反するものです。</p> <p>コロナ対策、待機児童の解消等の問題を考えれば、なおさら児童のより安全で衛生的な環境を維持するために、千葉市は責任をもってすべての放課後健全育成事業に対し大規模施設を分割し、第2施設の建設に務めるべきです。平成22年3月「子どもルームの整備・運営に関する方針」にあるように、学校の特別教室など共有スペースの活用ではなく、少数で分割し、専用の生活スペースとしての機能が整ったものを整備すべきです。</p>	<p>「千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定による「専用区画」については、昼間の部に関しては、高学年ルームと同様に特別教室なども用いていますが、同条例に即して、放課後児童クラブ対象外の児童を含め、児童1人当たり概ね1.65㎡の基準面積を確保しています。学校と緊密に連携して学校施設を有効に活用するとともに、必要な備品等を整備するなど、引き続き、良好な環境の整備に努めていきます。</p> <p>アフタースクール・子どもルームのいずれにおいても、施設の規模に応じて、40人を超える児童が同じ空間で共に過ごす場合がありますが、利用児童1人当たり概ね1.65㎡以上の専用区画を確保するとともに、利用児童概ね40人に対して2人以上の職員(うち1人以上は放課後児童支援員)を配置しており、条例に抵触するものではないと考えています。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
72	<p>(運営に関する問題)1支援の単位ごとに常勤指導員の2名確保が最重要の課題-アフタースクールでは、支援の単位毎の生活が確保されていない。子どもルームでは1支援の単位につき2名の指導員が配置されることが原則とされています。この原則は、放課後健全育成事業の省令・千葉市条例にもある通りです。</p> <p>しかし、アフタースクールは民間が運営することとなり、この原則があいまいにされ、5時以降は、1カ所に集められて支援の単位が2でも3でも1支援の単位と扱われ、この省令・条例の意図する目的に反し、常に安定して1日同じ指導員が同じ児童の保育を行うのではなく、時間ごとに違う指導員が保育するという状態が生まれかねません。日々の保育の中で正確な引き継ぎを行うことはできず、本来初めから終わりまで同じ指導員が同じ児童を保育することができないシステムです。たとえ主任なり責任者が1人で3支援の単位を見ていたとして、1人で100名を越える児童の正確な把握は不可能です。「40名につき2名の指導員」というのは、児童にとっても指導員にとっても最初から最後まで保育に関わる人数であり、あるときはA、あるときはB、あるときはAB合同、あるときはABC合同と指導員が保育にあたる児童が変わる状態で、支援の単位がめまぐるしく流動的になることで、児童も指導員も安定した信頼関係を築くことができるでしょうか？ 国からの補助金は、1支援の単位40名を基準に最大金額を補助し、適正規模になるよう配分しています。千葉市は、支援の単位毎の補助金を申請し取得している以上、しっかり40名毎に分割するとともに、その支援の単位に2名という配置をするようにすべきです。</p> <p>千葉市では、2015年から社会福祉協議会に委託した子どもルームにおいても学校の共有施設を借り高学年ルームを立ち上げ、待機児童が多いことから、こうした支援の単位を合体させ運営を続けています。多くのルームで高学年の児童の不満が大きな問題となっていて、子どもにとっても指導員にとってもよい環境とはけっしていえません。このような高学年ルームの問題を、アフタースクールではさらに拡大していくことが懸念されます。</p> <p>保育所の配置基準の見直しが問題となっていますが、学童保育(放課後児童クラブ)においては、支援の単位ごとに2名をしっかりと分割し、保育にふさわしい環境を整えることが必要です。</p>	<p>アフタースクール・子どもルームのいずれにおいても、施設の規模に応じて、40名を超える児童が同じ空間で共に過ごす場合がありますが、利用児童1人当たり概ね1.65㎡以上の専用区画を確保するとともに、利用児童概ね40人に対して2人以上の職員(うち1人以上は放課後児童支援員)を配置しており、「千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に抵触するものではないと考えています。</p> <p>アフタースクール・子どもルームのいずれにおいても、学校施設を有効に活用しながら、引き続き、良好な環境の整備に努めていきます。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
73	<p>社協で働く指導員の雇用不安の解消を千葉市の放課後健全育成事業で働く指導員(指導員390名、補助指導員350名)にとって、今後千葉市の子どもルームで働くことができるかどうかは、本人・家族の生活がかかった大きな問題です。</p> <p>厚労省が作成した放課後児童クラブ運営指針にある通り「子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用にあたっては、長期的に安定した形態であることが望ましい」ことは明らかです。</p> <p>このプランの2期が実施されるようなことがあれば、子どもルームの指導員は真綿で首を締められるような10年間となりかねません。指導員が不安を抱えながら仕事を続けることは、児童にとっても指導員にとっても百害あって一利なしです。</p> <p>雇用不安を解消するための対策が一刻も早く必要です。このまま社協が子どもルームを続けられなくなることで、多くの指導員が職を失うことのないようにすべきです。</p> <p>アフタースクールへ移籍をという話も出されていますが、アフタースクールでの雇用も3年更新であり、長期的な雇用を保障されるものではありません。また雇用条件は、社協と異なり、同じ仕事、同じ賃金が保障されるとは限りません。社協の子どもルームを改善し、残すという選択もありえます。社協に大きな問題があるならば、その点を改善し子どもルームを残すことも考えるべきです。何より放課後健全育成事業全体の改善・向上が第1選択で、アフタースクール移行ありきで議論すべきではないと思います。</p> <p>社協の子どもルームをつぶし、民営企業化アフタースクールだけが全市的にのぞましい姿というならば、その根拠を明確にし、じっくりと議論を重ね、多くの意見を取り入れ、永年働き続けてきた指導員の生活を考えて移行を実施すべきです。</p>	<p>アフタースクール受託事業者に対し、移行前の子どもルームに勤務していた指導員等が希望する場合には雇用に配慮するよう働きかけることを検討しています。</p> <p>ただし、現状では、子どもルームの指導員等が不足している状況と認識していますので、働きかけの時期については、市社会福祉協議会の意向も踏まえて検討します。</p> <p>なお、今回お示しした導入計画に基づいて移行を進めても、当面の間、指導員等の雇止めや解雇が生じることはないと思込んでいます。</p> <p>市社会福祉協議会の指導員・補助指導員についても、契約期間は原則として1年であり、通算契約期間が5年を超える場合に、本人の申込により無期労働契約への転換が可能となるものと承知しています。有期労働契約が5年を超えて更新された場合に、労働者からの申込みにより無期労働契約に転換されるというルールは、民間事業者においても基本的に同様と認識しています。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
74	<p>充実した学童保育の実現を アフタースクールと学童保育の大きな違いは、全員を対象におやつを提供・時間がないという点です。5時まで利用の児童にもおやつを希望する児童も多いでしょう。おやつ時間が5時以降に設定されているのも大きな特徴です。できれば早めのおやつを希望する保護者も多いでしょう。適切な時間におやつがとれるかどうか、学童保育の内容にも大きな違いが生まれます。千葉県ガイドラインでは、40名に3名の指導員を基準に掲げていました。支援の単位毎に40名に3名の指導員で分割され、しっかりと専用施設があれば、プログラム(放課後子ども教室)は専用室で行う必要はなく、空き教室が使えれば実施が可能です。</p> <p>一体型にこだわり、企業委託にこだわることで、多くの大切な放課後健全育成事業の豊かな内容を失うこととなります。3500円という料金設定が、アフタースクールで可能なら、どうして子どもルームで同じ料金設定が不可能なのでしょう？ アフタースクールで行うプログラムは、子どもルームの数十年の歴史の中で培った楽しい遊びや行事を実施すること何が異なるのでしょうか？ 子どもルームに指導員を追加すればプログラムの実施が可能です。さまざまなイベントを企画してきた子どもルームが充実したプログラムを、おやつの時間を犠牲にせずに行うことができるはずです。</p> <p>学童保育の充実することが、社会全体に大きな利益をもたらすことにつながるはずです。永年の保護者と指導員の大きな運動の成果として、現在の放課後児童クラブ運営指針ができました。最低基準として支援の単位40名に2名の支援員を確保すべきという条例は、小規模学童保育への願いが込められてきた法律です。</p> <p>この法律をないがしろにするようなアフタースクールに千葉市が移行することなく、支援の単位をきっちり分離し、専用室のある学童保育を充実させることこそ未来の学童保育の姿でなければなりません。その中では、もっともっと充実したプログラムで子どもたちが喜ぶことも可能でしょう。まずは、子どもたちの環境改善・指導員の確保を優先すべきです。</p>	<p>アフタースクールのおやつは夜間の部利用児童のみに提供しているため、多くのアフタースクールでは、17:00以降なるべく早い時間に提供されていますが、「昼間の部ならばおやつは不要」というご家庭も多く、昼間の部での提供は難しいと考えています。</p> <p>プログラムを実施するための部屋は、生活の場として使用する部屋以外に確保しています。</p> <p>アフタースクール及び子どもルームの利用料は、それぞれの事業の実施に要する経費、公費と利用者負担のバランス、利用児童数、利用時間等を勘案して設定しています。</p> <p>体験プログラムに相当する活動が実施されている子どもルームもあると承知していますが、アフタースクールにおいては、放課後子ども教室を継承するものとして、地域人材の参画を得て豊かな体験を提供することを重視しており、その充実を図って行きたいと考えています。</p> <p>アフタースクール・子どもルームのいずれにおいても、施設の規模に応じて、40人を超える児童が同じ空間で共に過ごす場合がありますが、利用児童1人当たり概ね1.65㎡以上の専用区画を確保するとともに、利用児童概ね40人に対して2人以上の職員(うち1人以上は放課後児童支援員)を配置しており、「千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に抵触するものではないと考えています。</p> <p>引き続き、良好な環境の確保や、放課後児童支援員等の資質の向上及び人材の確保に努めていきます。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
75	<p>千葉県に移住を検討しています。孫のために子ども施策がどうなっているのか調べている時にこの放課後子どもプランを知りました。</p> <p>保育園に子どもを預けている娘が保育園と子どもの放課後を考えた時に、学童保育を利用としたとき、このアフタースクールとはどういう内容なのでしょう。か。</p> <p>実態を知りたいです。</p> <p>学童保育は、働く親にとって最後の砦です。核家族で助けてくれる祖父母もまだ現役で仕事をし学童保育を利用をした時に、アフタースクールは子どもの放課後を安心して利用することができる場所になっているのでしょうか。</p> <p>教えてください。</p> <p>学童保育は、学びの場ではなく、何より家庭の代わりに子どもが信頼できる人と場所と生活の場として環境が整った居場所を望みます。</p> <p>規模は国が定めるように、一つのクラブの利用者は40人以下で、さまざまな研修を毎年受け、子ども理解と保護者支援もしてくれる働く親の放課後を支えてくれるような居場所であることを望みます。</p> <p>たくさんの子どもの登録し、出入りをし、子どもたちに自由と放課後の体験を学びとして増やすということが大きく謳われているこのプランでは心配です。</p> <p>学童保育とは違うアフタースクールを全校に設置し、すべての子どもの対策とし、放課後子供教室と子どもルーム(学童保育)を一体型で全児童対策とするアフタースクール構想がメインの今回のプランは正直不安です。</p> <p>千葉県が進めようとしている施策は子どもの居場所として子どもの意見表明権を保障し子どもの権利条約を生かすものになって行くのでしょうか。</p> <p>現在資料しているお子さん、スタッフの声を反映して作られたプランなのでしょうか。</p> <p>十分な説明会を市民に開き行われているものなのでしょうか。</p> <p>お尋ねしたいと思います。</p> <p>政令市千葉市が子どもにとって今を生きる放課後の居場所として地域やさまざまな関係機関と繋がりがながら豊かに展開されることを望みます。</p>	<p>昨年6月に実施した実態調査において、アフタースクール利用者に対し、「アフタースクールは安全・安心な居場所であると思うか」と質問したところ、47.9%が「そう思う」、34.5%が「まあそう思う」と回答しており、概ね良好な評価を得ています。</p> <p>アフタースクールも子どもルームと同様に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。国の関係法令や条例の遵守はもとより、国の「放課後児童クラブ運営指針」等に則った育成支援を目指す必要があると考えています。</p> <p>職員の研修については、市が実施する研修の充実を図るほか、受託事業者に対して必要な研修の実施を求めるとともに、外部の研修を受講しやすい環境の確保を働きかけます。また、放課後児童支援員認定資格研修の積極的な受講を働きかけます。</p> <p>子どもたちの意見や考えを生活や活動に反映することは重要であると考えており、現に行われている好事例も参考としながら、取組みの充実を図っていきます。</p> <p>プラン(案)の策定に当たっては、上記の実態調査をはじめ、毎年度実施している利用者アンケートの結果等も参考としています。</p> <p>また、プラン(案)の策定に当たり、スタッフから直接意見を聴取する機会は設けていませんが、アフタースクールや子どもルームにおけるスタッフの働きぶりや意見を十分に把握し、今後の施策展開に生かしていきたいと考えています。</p> <p>保護者や地域の方々に対しても、本プランの内容やアフタースクール・放課後子ども教室・子どもルームにおける取組みの周知を図ります。</p>	